

IV

街づくり・環境・産業分野

政策13	地域街づくり	196
政策14	防災・生活安全	208
政策15	交通	220
政策16	公園・水辺	228
政策17	環境	234
政策18	産業	248
政策19	観光・文化	258
政策20	地域活動	266



政策
13

地域街づくり

地域の特性を活かした魅力あふれるまちづくりを進めます

1 政策目的

- ☐ 計画的な土地利用を図りながら、区民の主体的な活動による、それぞれの地域の特性を活かしたまちにします。
- ☐ 区内外から多くの人々が集い、憩える、魅力的な広域拠点や、区民生活に根差した便利で憩える生活拠点を整備し、にぎわいある魅力的なまちにします。
- ☐ 良好な都市景観を形成しつつ、良質な住宅や住環境を整備し、多様な世代が快適に暮らせるまちをつくります。

2 政策の方向性

- ☐ 「葛飾区都市計画マスタープラン」の改定を行い、まちづくりに対する区民の意識を高めつつ、計画的な土地利用を進めます。
- ☐ 住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点として駅周辺の充実を図るため、駅前広場の整備や駅周辺の交通基盤の整備を進めるとともに、地域の特性に応じたエリアマネジメント^{※P281}を支援します。
- ☐ 面的な市街地の機能向上や良好な住環境の維持・向上を図るため、地区計画等を活用しながら、地域の特性や実情を踏まえた街づくりを進めます。
- ☐ 空家等対策、細街路の拡幅整備などを進めながら良好な住環境を整えとともに、分譲マンションの適切な維持管理等に向けた情報提供や住宅確保要配慮者に対する支援などを進め、住生活の安定と向上を図ります。



にぎわいある魅力的なまち
(イメージ)

3 施策の体系

政策13 地域街づくり

施策1 計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します

【計画事業】区民との協働による街づくりの推進

(計画事業以外の事務事業)

建築関連総合窓口業務委託 建築審査会の運営 都市計画審議会の運営
土地利用の指導 都市計画法53条許可

施策2 駅周辺拠点の形成 駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします	
【計画事業】	新小岩駅周辺開発事業
新【計画事業】	新小岩駅周辺開発事業と連動した公共公益施設の整備
【計画事業】	金町駅周辺の街づくり
【計画事業】	金町駅周辺の街づくりと連動した公共公益施設の整備
【計画事業】	立石駅周辺地区再開発事業
【計画事業】	立石駅周辺地区再開発事業と連動した公共公益施設の整備
【計画事業】	高砂駅周辺の街づくり
【計画事業】	四ツ木駅周辺の街づくり
施策3 地域の街づくり 地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます	
【計画事業】	青戸六・七丁目地区の街づくり
(計画事業以外の事務事業)	新宿六丁目地区の街づくり 小菅一丁目地区の街づくり
施策4 良好な住環境づくり 良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります	
【計画事業】	空家等対策
【計画事業】	細街路拡幅整備事業
(計画事業以外の事務事業)	区営住宅管理 区民住宅管理 住宅借上（高齢者借上住宅事務） 住宅相談・情報提供 民間住宅斡旋事務 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業 高齢者等民間賃貸住宅入居支援 住宅用家屋証明事務 都営住宅募集事務 集合住宅建設指導 宅地開発事前協議 民有道路敷分筆登記委託 開発行為許可事務 建築基準法に基づく道路管理 建築紛争調停に関する調整事務 私道整備費助成 東京都福祉のまちづくり条例、指導、助言 屋外広告物適正化啓発 屋外広告物許可事務 道路境界表示事務 ブロック塀等除去工事費等助成 道路掘削工事の許認可及び調整事務 道路等監察処理事務 道路境界関係証明等事務 道路占用許可事務 道路台帳補正委託 道路認定・改廃等事務 違反建築物指導・是正事務 建築に関する動態統計 建築確認事務（建築確認システム運用） 建築関係諸証明事務 住居表示事業 通路協定関連事務 民間建築物アスベスト対策事業

施策1 計画的な土地利用の推進



計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、平成23年度に策定した葛飾区都市計画マスタープラン¹（以下「区マスタープラン」という。）に基づき、立石駅や金町駅などの駅周辺部における拠点の形成、東四つ木や東立石などの密集市街地の整備等に取り組み、都市機能の更新や住環境の改善が進んでいます。区マスタープランについては、策定後約10年が経過し、この間の社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを行う必要があります。
- 区では、「震災復興まちづくり模擬訓練²」を実施し、まちづくりに対する区民意識の高揚に努めています。今後この模擬訓練について、自治町会会員の高齢化や会員数の減少等に対応できるよう、各地区の実情に合わせた効果的な実施手法を検討する必要があります。
- 「葛飾柴又の文化的景観保存計画³」に挙げられた柴又の魅力ある風景・景観を将来にわたり守っていくため、平成29年度に柴又地域景観地区を都市計画決定し、葛飾区景観地区条例を制定しました。今後も、区内外の多くの人々から住んでみたい・住み続けたいと思われるまちづくりを実現するため、計画的な土地利用⁴や良好な住環境の確保、良好な景観の保全・整備に取り組む必要があります。

1 都市計画法（第18条の2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。
区政の上位計画である「葛飾区基本構想」や東京都が広域的な観点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、区がその創意工夫の下に、住民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの

2 復興の主体となる住民・行政が、被害を想定して復興過程を模擬体験し、震災前に地域に合わせた復興まちづくりの進め方と計画づくりを考え、復興の手順や復興まちづくり計画等をとりまとめるもの

3 柴又地域文化的景観の価値や魅力を解説するとともに、その保存方針を示したもの

4 土地の利用の状態、利用の仕方、建物の建て方などのこと。都市計画では、地区計画や用途地域など数多くのメニューが用意され、それらを組み合わせて地域のルールがつくられる。

2 施策の方向性

- **区マスタープランの改定** 区の少子高齢化の進展、将来の人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化、区の基本構想、都の都市計画区域マスタープラン、関連する街づくり事業の進捗状況等を踏まえ、令和3年度から区マスタープランの改定に着手します。
- **協働意識の向上** 震災復興まちづくり模擬訓練に参加しやすいプログラムの導入やあらゆる世代の訓練参加を促すなど、より一層、まちづくりに対する区民の協働意識を高めるための取組を推進します。
- **各地域の特性等を活かした街づくり** 地区計画⁵等を活用し、各地域の特性や実情を活かした街づくり、良好な住環境の確保、景観の保全・整備に取り組みます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
計画的な土地利用が進み、住みやすくなっていると思う区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	33.1	35.3

4 計画事業

事業名	事業内容
区民との協働による街づくりの推進	街づくりに対する区民、民間事業者の理解を深め、認識を共有し、意識の向上を図るため、区マスタープランの改定・周知、震災復興まちづくり模擬訓練のほか、街づくりに関する団体の活動支援等を行います。



お花茶屋地区復興まちづくり訓練

- 5 住民の身近な地区で、その地区の将来に向けての街づくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発を行う場合に守らなくてはならない地区独自の制限を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かい街づくりを進めていく制度

施策2 駅周辺拠点の形成



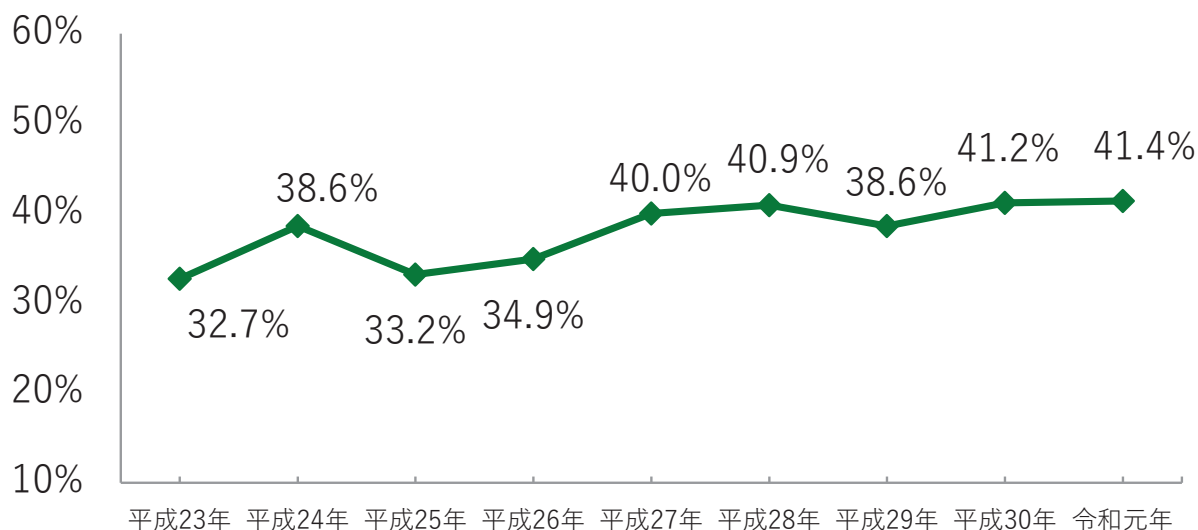
駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 新小岩駅や金町駅などをはじめとする駅周辺部を対象に、複合的な都市機能の集積や交通結節機能の強化、回遊性の向上等に取り組んでいます。今後も、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、利便性の高い駅前に、より多くの区民が安全に安心して住み、働き、憩うことのできる住宅や商業施設等の整備、公共サービスの充実など、各駅の特性に応じた集約的な土地利用を誘導する必要があります。
- JR金町駅の乗降客数や理科大学通りの歩行者交通量は増加傾向にあります。今後、新宿六丁目や東金町一丁目西地区などの開発により、乗降客数や歩行者交通量がますます増加していくと考えられるため、JR金町駅の駅舎改良、理科大学通りなどの歩道拡幅が必要です。
- 新小岩駅の乗降客数や新小岩地域の人口は増加傾向が続いており、駅周辺の自転車駐車場の収容台数が不足している状況です。
- 駅前広場や区画道路等の整備による交通結節機能の強化や回遊性を向上させることで、各種都市機能が集積する拠点の形成に向け、地域住民の理解と協力を促しながら、行政がリーダーシップを発揮し、各種の事業を進めていくことが必要です。
- 区が都市としての更なる持続可能性を確保するためには、ハード面での整備だけではなく、区民・事業者等が積極的にまちづくりを行える環境を整えていく必要があります。

図表 区内の駅周辺がにぎわいのある地域になっていると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- **広域的な拠点づくり** 新小岩駅、金町駅、亀有駅、京成高砂駅、京成立石駅周辺の商業地では、区の顔にふさわしい地区として、区内外からより多くの人々が集い、憩える、個性あふれる魅力とにぎわいに満ちた広域的な都市機能集積拠点の形成を推進します。
- **身近な拠点づくり** その他の駅周辺では、それぞれの地区の特性に応じた駅前広場や道路などの都市基盤施設の整備を進めるとともに、地元商店街等の活性化を支援し、生活に根差した区民に身近な地域密着型の拠点形成を図ります。
- **新たな公共サービスの展開** 各駅周辺で検討されている市街地再開発事業^{※P282}等の進捗を踏まえながら、行政サービス施設の整備や新たな公共サービスの展開に向けた検討に取り組むとともに、駅前広場や区画道路等の交通基盤整備の実現に向け、地元権利者や関係機関等との協議・調整を図ります。
- **エリアマネジメントの推進** 区民・事業者等が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行うエリアマネジメント^{※P281}を推進し、にぎわいのある持続可能なまちづくりが行われるようにします。そのための仕組みづくりや地元組織への啓発活動等による組織化の支援を行うなど、区民・事業者・区が一体となった協働のまちづくりを進めます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
駅周辺が住み、働き、憩うことのできる、便利でにぎわいのある地域になっていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	41.4	48.0

4 計画事業

事業名	事業内容
新小岩駅周辺開発事業	広場や駐輪場、南北自由通路の整備、市街地再開発の事業化支援、エリアマネジメントの支援等により、駅周辺の一体的なまちづくりを推進します。また、コンサルタントの派遣、先進地区見学会の開催やニュースの発行、相談・助言等の支援を行うとともに、地域住民との協働のまちづくりを推進します。
新小岩駅周辺開発事業と連動した公共公益施設の整備	新小岩駅周辺開発事業と合わせ、新たな公共サービスの提供や地域特性に応じた新たな公共公益施設等の整備を進めるとともに、既存公共施設の再編、集約等に取り組みます。
金町駅周辺の街づくり	交通結節機能の向上と新たなにぎわいの創出等の実現に向け、金町駅北口周辺において、駅前広場や生活幹線道路の拡幅整備、沿道における街づくりを推進するほか、JR金町駅舎等の改良の協議を行い、さらに東金町一丁目西地区の市街地再開発事業推進のための支援を行います。 また、更なるにぎわいの創出や持続可能なまちづくりの実現に向け、エリアマネジメントを支援します。
金町駅周辺の街づくりと連動した公共公益施設の整備	駅前拠点の再開発事業による街づくりが進む金町駅北口の事業の進捗に合わせ、地域特性に応じた新たな公共公益施設等の整備を進め、にぎわいのあるまちづくりを推進します。
立石駅周辺地区再開発事業	立石駅周辺地区の市街地再開発事業に対する支援を行い、市街地の防災性の向上とともに、公共サービス・交流・交通機能などの充実により、都市機能集積拠点の形成を推進します。また、更なるにぎわいの創出や持続可能なまちづくりの実現に向け、エリアマネジメントを支援します。
立石駅周辺地区再開発事業と連動した公共公益施設の整備	駅前立地という交通利便性を活かした既存サービスの向上、新たなサービスの提供や地域特性に応じた新たな公共公益施設等の整備を進めるとともに、既存公共施設の再編、集約等を進め、更なる区民サービスの向上を図ります。
高砂駅周辺の街づくり	地元住民によるまちづくり活動の支援等を行い、鉄道立体化と一体となった街づくりを推進します。また、駅前広場等の検討や鉄道立体化に伴う車庫移転等による大規模な土地利用転換の協議・検討を行い、高砂駅周辺の拠点性の向上を目指します。
四ツ木駅周辺の街づくり	四ツ木駅周辺において地域住民に身近な拠点を形成し、交通利便性や安全性・防災性を向上させるため、鉄道立体化や区画街路第4号線、区画街路第6号線(駅前広場を含む)の整備に合わせて、地域と共に必要な街づくりを検討していきます。



東金町一丁目西地区市街地再開発事業（完成イメージ図）



立石駅北口地区市街地再開発事業 交通広場（完成イメージ図）



新小岩駅南口地区市街地再開発事業（完成イメージ図）

施策3 地域の街づくり



地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- ☐ 青戸六・七丁目地区では、地区計画等により、大規模工場跡地の土地利用転換や病院の建替えなどを適切に誘導しながら、道路・公園等の都市基盤整備を推進するとともに、駅と病院を結ぶバス路線の新設を支援するなど、良好な市街地環境の形成と防災性や交通利便性の向上に資する街づくりに取り組んでいます。
- ☐ 新宿六丁目地区では、大規模工場跡地の街づくりに地区計画等を活用し、大学を核とした防災・環境面で質の高い街づくりを推進しています。
- ☐ 南水元地区では、土地区画整理事業によって脆弱な都市基盤が解消され、安全・快適かつ緑豊かな住環境が形成されています。
- ☐ 小菅一丁目地区では、東京拘置所の建替計画を契機として、住民の主体的な取組によって地区計画を策定し、その目標の達成に向け、住民と協働で街づくりを推進しています。
- ☐ 今後も引き続き、土地区画整理事業を施行すべき区域や防災上課題のある地域について、地域の特性や実情を活かした市街地形成を推進するため、それぞれの地域の実情に合った整備手法により、街づくりを推進する必要があります。

図表 地区計画の決定状況（令和2年4月1日現在）

出典：都市計画課資料（葛飾区の現況 令和2年度版）

名 称	面積 (ha)	都市計画決定
葛飾区環状七号線沿道地区計画	約26.6	H3.1.4
新柴又駅周辺地区地区計画	約2.1	H6.4.19
花の木通り沿道地区地区計画	約1.2	H8.5.31
亀有駅東地区地区計画	約6.9	H16.6.24
東新小岩一丁目地区地区計画	約8.8	H16.10.14
さくら並木の道沿道地区地区計画	約2.5	H16.11.15
新宿六丁目地区地区計画	約33.3	H17.11.25
小菅一丁目地区地区計画	約33.0	H18.4.5
高砂四丁目地区地区計画	約13.8	H20.8.8
青戸六・七丁目地区地区計画	約21.4	H20.10.6
南水元一丁目・二丁目地区地区計画	約5.5	H20.10.21
東立石四丁目地区防災街区整備地区計画	約21.7	H21.3.30
奥戸四丁目地区地区計画	約26.1	H22.6.21
四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画	約68.2	H24.8.1
新小岩駅南口地区地区計画	約4.5	H24.11.1
東新小岩二丁目地区地区計画	約18.8	H26.12.18
堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画	約68.5	H28.3.15
立石駅北口地区地区計画	約2.2	H29.6.6
立石駅南口東地区地区計画	約1.0	R元.6.3
東金町一丁目西地区地区計画	約7.6	R元.11.8

2 施策の方向性

- **地区計画等を活用した街づくり** 今後もそれぞれの地域の実情に応じて、新たな地区計画の策定に対する地域住民の機運の高まりと合意形成を促進します。また、住民との協働の下、地区計画等を活用しながら、地域の特性や実情を活かした街づくりを進め、面的に市街地の機能向上を図ります。
- **良好な住環境の維持・向上** 地区計画を策定済みの地区では、地区計画に基づく地区施設の整備や土地利用の適切な規制・誘導を行うことにより、良好な住環境の維持・向上を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
地域特性や地域の実情が活かされた街づくりが進められていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	41.7	45.0

4 計画事業

事業名	事業内容
青戸六・七丁目地区の街づくり	地区計画制度等を活用し、道路や公園の整備とともに、地区内の交通や駅からのアクセスの円滑化など、暮らしを支える基盤整備を進めます。

整備前



整備後



青戸六・七丁目地区の街づくり

施策4 良好な住環境づくり



良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、住宅確保要配慮者⁶の方々などを対象に、低廉な使用料で賃貸住宅を提供し、安全・安心に居住できるセーフティネットとして、区営住宅（11団地401戸）やシルバーピア住宅⁷（16団地163戸）を中心に管理しています。
- 今後、高齢者単身世帯の急増等により、安定した住宅を確保することが困難な方が増加する中、民間との連携による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進が必要です。
- 少子高齢社会が進展している中、持続可能な地域社会を構築するため、若者から高齢者、単身世帯からファミリー世帯まで、多様な世代が暮らし続けることができる住宅・住環境の形成や住宅の質的充実を促進する必要があります。
- 分譲マンションでは、区分所有者の高齢化や空き住戸の増加が見込まれるため、区分所有者間の合意形成を図り、適正な管理を管理組合が行うように促す必要があります。
- 平成27年2月の「空家等対策の推進に関する特別措置法⁸」の施行を踏まえ、区では平成27年4月から、助言・指導、勧告、命令等の対応をしています。平成30年度の実態調査では、区内の2,451棟の空家等のうち、433棟が建物・敷地のいずれかが不適切管理と判定され、早急に対応すべき空家等であるとの結果が得られたため、引き続き適切な管理を促進する必要があります。
- 区内には、昭和25年に施行された建築基準法において規定された幅員4mに満たない細街路が数多くあります。そのため、地権者が建替えを行う時に併せて必要な道路空間の確保に努めていますが、未だ拡幅されていない対象路線が残存しており、建替えを伴わない駐車場等における拡幅整備も課題となっています。

図表 区営・都営・機構・公社住宅（令和2年4月1日現在）

出典：住環境整備課資料

区分		団地数（団地）	戸数（戸）
区 営 住 宅		11	401
都 営 住 宅		128	12,091
機構住宅	賃 貸	21	6,723
	分 譲	6	513
公社住宅	賃貸	2	116
	都民住宅借上型	3	88
	都民住宅公社施工型	1	230

6 高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する方

7 民間の建物所有者と借上契約を締結し、65歳以上の高齢者に提供している住宅

8 本法では、「空家等」を「居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物又は付随する工作物」と定義し、管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている「特定空家等」に対しては、区市町村が助言や指導、勧告、命令、代執行等の行政措置を行うことができると定められている。

2 施策の方向性

- **住宅確保要配慮者への支援** 不動産関係団体、居住支援団体等との協働により設立した居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者に対する支援の強化を図ります。また、今後も高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成等を実施し、高齢者が安全・安心に暮らせるように支援していきます。
- **良質な住宅の確保** 東京都や都市再生機構が所管する団地の建替えに際し、多様なタイプの住戸の供給を要請します。また、最低居住面積水準が確保された良質な住宅供給を誘導するとともに、分譲マンションの適切な維持管理と将来の建替えに向けた情報提供や相談事業の強化を図ります。
- **空家等対策** 適切な管理がなされていない空家や建築物等とその敷地の所有者に対する指導等を強化します。また、民間の事業者と協力しながら、空家等の流通と利活用の促進に取り組みます。
- **細街路の拡幅整備** 民間建築に合わせ、細街路の拡幅整備を進めます。また、建築箇所の隣地等に駐車場等の空きスペースがあるときは、区からセットバックの協力をお願いしていきます。



細街路拡幅整備（前）



細街路拡幅整備（後）

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
住環境が良好だと思ふ区民の割合（％） (政策・施策マーケティング調査)	62.1	67.0
細街路拡幅整備率（％） (住環境整備課)	39.9	49.9

4 計画事業

事業名	事業内容
空家等対策	空家等対策協議会の助言を受け、管理者への助言・指導等を行います。また、空家等相談窓口の設置・空家等の利活用体制を整備し、専門家団体との連携による、空家等対策計画の推進を図ります。
細街路拡幅整備事業	幅員4m未満の細街路に接する敷地内の建築物の建替えに際し、建築確認申請手続の前に道路位置の相談申込を受け、協議等を進めます。また、建築工事竣工前に区が拡幅整備工事を施工し、拡幅整備を行った部分の門・塀などの工作物の移設費用を助成します。

政策
14

防災・生活安全

災害に強く、犯罪のない安全・安心なまちにします

1 政策目的

- 災害時の被害を最小限に食い止める事前復興と減災の視点から、災害に強い市街地の形成を促進します。また、日頃から災害に備えて強固な防災体制を築くことで、誰もがいつまでも安全に暮らし続けられるようにします。
- 地域の人々が一体となって防犯活動を展開するとともに、区民が、賢く、自立した消費者として生活できる環境を整備し、犯罪がなく、安全に暮らせるまちをつくります。

2 政策の方向性

- 災害に強く、安全で、安心して生活できる街づくりに向け、建築物の不燃化や耐震化の促進、液状化対策の支援等を行うとともに、密集市街地の住環境の改善や防災性の向上を促進します。
- 災害発生時に的確な対応と迅速な復旧ができるように、災害対策本部機能や災害情報の伝達、避難所、医療救護活動などの体制強化を進めます。
- 防災活動拠点となる公園や公共施設を活用した防災訓練等を促進し、自助・共助の視点を基本に、地域で救援・応急活動を迅速に行える環境整備を進めます。
- 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるよう、地域の自主的な防犯活動への支援、自転車盗難や特殊詐欺被害など犯罪の防止に向けた啓発活動、消費者教育等を進めます。

3 施策の体系

政策14 防災・生活安全

施策1 防災街づくり

災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります

【計画事業】 四つ木地区の街づくり

【計画事業】 東四つ木地区の街づくり

【計画事業】 東立石地区の街づくり

【計画事業】 堀切地区の街づくり

【計画事業】 民間建築物耐震診断・改修事業

【計画事業】 地盤の液状化対策

(計画事業以外の事務事業)

橋梁補修 定期報告対象建築物改善指導事務 コミュニティ住宅管理

施策2 災害対策 災害に対する確かな対応と迅速な復旧ができる体制をつくります	
【計画事業】	災害対策本部運営の強化
【計画事業】	水害対策の強化
【計画事業】	受援・物資搬送の強化
新【計画事業】	女性視点の防災対策推進
新【計画事業】	災害医療体制の強化
(計画事業以外の事務事業) 災害対策本部装備品 防災行政無線 気象観測情報システム運用 被災者生活再建支援システム運用 防災計画推進 排水場施設整備 雨水流出抑制施設の設置協議 水防関係の訓練 地籍調査事業 河川・公共溝渠維持管理	
施策3 防災活動 災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします	
【計画事業】	地域防災の連携・強化
【計画事業】	防災の意識啓発
【計画事業】	防災活動拠点の整備・更新
【計画事業】	学校避難所の防災機能の強化
【計画事業】	災害時協力井戸設置助成
(計画事業以外の事務事業) ガラス飛散防止対策 通電火災防止対策事業 家具転倒防止対策 初期消火対策事業 消防団（本田・金町）助成 防災市民組織等育成 地域防災活動支援 防災訓練災害補償等掛金 学校避難所運営会議支援 普通救命講習会用教材購入 学校避難所受水槽緊急遮断装置設置 深井戸給水施設保守委託 防災倉庫等維持管理	
施策4 地域安全 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします	
【計画事業】	地域安全活動支援事業
(計画事業以外の事務事業) 社会を明るくする運動 保護司会助成 自動体外式除細動器管理 街路灯管理 私道防犯灯助成事業	
施策5 消費生活 賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるようにします	
【計画事業】	消費者対策推進事業
(計画事業以外の事務事業) 食品放射能検査	

施策1 防災街づくり



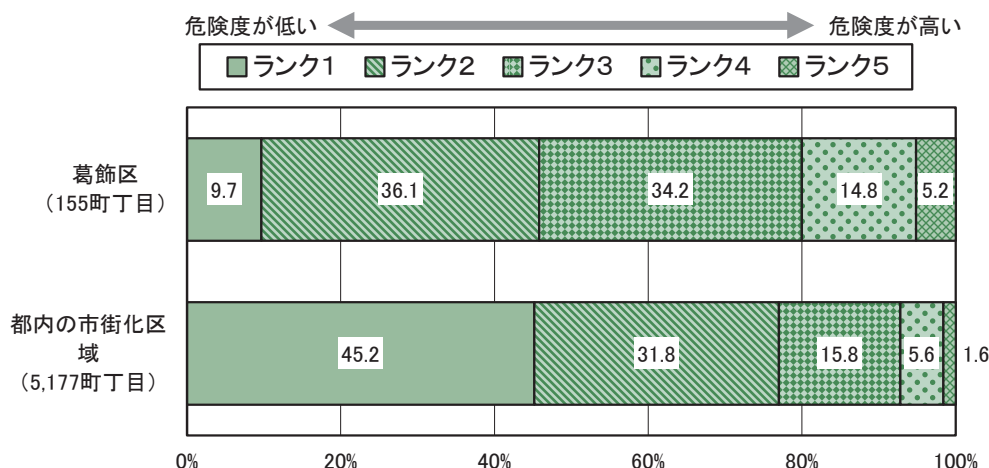
災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 内閣府によると、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されています。そのため区では、密集住宅市街地整備促進事業¹により、災害に強い街づくりを進めています。また、東京都「防災都市づくり推進計画」の基本方針が改定され、「不燃化特区制度²」が令和7年度まで継続となったことから、継続された地区では、不燃領域率³を平成28年度時点から10ポイント上昇させることを目標に掲げ、地域の不燃化を促進しています。
- 建築物の耐震化率は令和元年度時点で約91%であり、区では、令和7年度までには耐震性の不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする耐震改修促進計画の目標達成に向け、意識啓発や耐震助成制度を実施しています。助成事業の実績は大幅に伸びているものの、目標達成には、更なる努力が必要な状況です。
- 区では、地盤の液状化による住宅の被害を軽減させるため、説明会や相談会を実施するとともに、地盤調査や液状化対策工事に必要な費用の助成事業を実施しています。しかし、費用、期間などの問題から事業の利用件数は伸び悩んでいます。

図表 地震に関する地域危険度
(建物倒壊や延焼の危険性を表す総合危険度)

出典：東京都都市整備局「第8回地震に関する地域危険度測定調査（平成30年3月）」



- 1 道路の拡幅により、震災時に消防車などの緊急車両が通れる幅員6メートルの道路を整備するほか、公園やポケットパークを整備し、防災性の向上や住環境の改善を図る事業
- 2 首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、整備地域の中で、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進する制度
- 3 市街地の「燃えにくさ」を表す指標。60%以上になると延焼が抑制されると考えられ、70%になると延焼による焼失率はほぼゼロとなる。

2 施策の方向性

- **不燃化の促進** 今後も、不燃化特区内の住環境の改善と防災性の向上を図るため、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅、不燃化建築物への建替えなどを総合的に推進するとともに、区民の防災への意識や防災まちづくりの機運を醸成していきます。また、不燃化特区以外においても、住民と協働し、地域危険度の高い木造住宅密集地域の環境改善を進めます。
- **耐震化の向上** 耐震診断の結果、耐震性が不十分な建築物の所有者に対し、耐震化の必要性和区取組を説明し、耐震化の向上に結びつけます。
- **液状化対策の促進** 液状化対策を促進するため、企業や専門家との情報交換により、一般の住宅で多く採用されている地盤調査による精度の高い液状化判定方法や新たな対策の技術について検討を進め、既存の助成制度を適切に見直します。

整備前



整備後



木造住宅密集地域の整備

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
災害に強い街になっていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	23.6	33.2
不燃化特区(四つ木・東四つ木・東立石・堀切)の不燃領域率 (%) (都市計画課)	55.9	63.7 [※]
耐震化支援事業の耐震化率 (%) (建築課)	91 (推定)	100 [※]

※令和7年度までの事業のため、令和7年度の目標値を設定

4 計画事業

事業名	事業内容
四つ木地区の街づくり	主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅などを促進し、地区計画による規制・誘導や不燃化特区の助成制度とともに、災害に強い街づくりを進めます。
東四つ木地区の街づくり	
東立石地区の街づくり	主要生活道路や災害時に一時的に避難できる小広場の整備、細街路の拡幅などを促進し、地区計画による規制・誘導や不燃化特区の助成制度とともに、災害に強い街づくりを進めます。
堀切地区の街づくり	主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅などを促進し、地区計画による規制・誘導や不燃化特区の助成制度とともに、災害に強い街づくりを進めます。また、橋梁架替事業と連携した街づくり、東京都と連携した歩行環境改善の検討を進めます。
民間建築物耐震診断・改修事業	木造住宅の耐震診断に当たって、耐震診断士を無料派遣するほか、耐震改修設計・耐震改修・除却・建替え等にかかる費用を助成します。また、耐震化事業を広く周知するために、広報紙や区ホームページによる案内のほか、建築士事務所協会と連携を図り窓口相談や説明会を実施します。
地盤の液状化対策	窓口相談や説明会を実施し、液状化に関する適切な情報提供を行うとともに、住宅の新築や建替えの際の地盤調査費や液状化対策費の一部を助成します。

施策2 災害対策



災害に対しの確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、首都直下地震や大規模水害等の災害に備え、災害情報の迅速な伝達体制の強化や迅速な復旧の中核を担う災害対策本部の機能強化、情報連絡体制の整備充実に取り組んでいます。今後、地震・水害・感染症流行期などの複数の状況が重なることも想定されるため、複合的に発生する災害の対策についても検討し、充実を図る必要があります。
- 災害対策本部訓練の実施や区本庁舎への蓄電池の導入、受援計画⁴の策定を行うとともに、災害監視カメラの設置や災害時の被害情報の蓄積に資する防災システムの導入を進めています。また、要配慮者利用施設や防災市民組織である自治町会の会長・防災部長宅に、屋内で聞くことができる防災行政無線の端末を設置するほか、防災行政無線確認用アプリについても周知を進めています。
- 今後も、災害対策本部の機能強化を図るとともに、災害時の困難な状況においても、確実に区民に正確な災害情報を伝達できるよう、ICT^{※P281}等を活用した最新の情報収集・発信手段の確保に取り組む必要があります。
- 高齢者、障害者等の要配慮者をはじめ、女性や子ども、外国人など多様な区民の視点に立ったきめ細かな対策が求められています。
- 気候変動により激甚化が懸念される台風や大雨により引き起こされる水害に備えて、国や都と連携して更なる治水対策を進めるとともに、区民に地域の水害リスクを知ってもらい、適切な避難行動をとれるよう啓発していく必要があります。
- 水害対策を強化するため、平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針⁵」を策定し、広域避難の必要性の周知に取り組んでいます。併せて、公共施設の洪水緊急避難建物への指定や、都、UR、自治町会、民間マンション、事業所との協定締結を進め、一時避難施設の確保に努めているほか、令和元年6月に「浸水対応型市街地構想⁶」を策定し、その実現方策の検討を進めています。
- 災害時に医療救護活動を円滑に実施するため、医療関係団体や区内医療機関等との連携により緊急医療救護所^{※P282}の開設・運営訓練を実施しています。今後、より実効性のある医療救護活動ができるよう、医療体制や運営方法等を明確化する必要があります。

4 発災後に復旧・復興の支援に当たるため全国から駆け付ける職員等を適切に配置し、迅速な復旧復興に役立てるための計画

5 東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）を対象に、住民への情報伝達や広域避難等の課題を明らかにするとともに、想定し得る最大規模の水害の発生に対する広域避難を軸とした避難対応について、江東5区が一体的かつ主体的に講じることを前提に、大規模水害時における避難対応の理想像や現段階における対応方針を明らかにしたもの

6 今後高まる水害リスクに、地域力の向上や市街地構造の改善によって対応していくとともに、親水性の高い水辺の街を形成していくことを目指して策定したもの

7 災害時に避難者の要望に応えられる区の備蓄の在り方や、応援物資の受入れ・配送等を定めた計画

2 施策の方向性

- **地域防災計画等の見直し** 地震・水害・感染症拡大等が複合的に発生した場合も想定し、発災後に発生する膨大な復旧・復興作業に対して効率的かつ効果的に対応できるよう、国や都の動向等を注視しながら、地域防災計画、震災復興マニュアル、施設・設備・備蓄の運用方法等の見直しを進めます。
- **避難対応** 要配慮者を含む全ての区民が災害に対応した適切な避難行動をとり、避難所等においても安心して過ごせるよう、災害対策本部図上訓練や避難所開設訓練など防災訓練の実施、備蓄品の配備等、多様な区民の視点に立ち、災害時の防災体制を整備していきます。
- **大規模水害への備え** 大規模水害に備え、広域避難について検討を進めるとともに、避難者が逃げ遅れた場合に備えた一時避難施設や自主的な避難先の確保を進めます。また、令和元年度に策定した「浸水対応型市街地構想」の実現に向けて、堤防と一体的となった市街地の防災拠点等の整備や集合住宅・商業施設など民間施設の浸水対応化等を検討します。
- **災害医療体制の強化** 災害時に区民の生命を守るため、医療関係団体や区内医療機関等と連携し、災害時医療救護計画や救護所ごとの開設マニュアルの見直し等を行い、医療救護活動の実効性を向上させます。



水防訓練（大型水のう3段積み）

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
区の災害対策が進んでいると思う区民の割合（％） (政策・施策マーケティング調査)	38.0	50.0

4 計画事業

事業名	事業内容
災害対策本部運営の強化	大規模災害時に災害対策各部や防災関係機関と連携し、迅速かつ効果的に応急・復旧活動を行い、確実に区民の生命・身体・財産を守ります。また、災害監視カメラやIP無線等の情報ツールを活用しながら、実動訓練を重ね、必要に応じて災害対策本部マニュアルや情報連絡体制などの見直しを行います。
水害対策の強化	大規模水害のリスクに備えるため、令和元年度に策定した「浸水対応型市街地構想」の実現方策を検討し、堤防と一体となった市街地の防災拠点等の整備を目指します。また、水害ハザードマップを活用して、大規模水害時の避難行動について区民へ啓発を行います。
受援・物資搬送の強化	「葛飾区災害時受援計画」、「物資搬送計画 ⁷ 」に基づき、受援に関する訓練の実施、関係機関との協定締結、拠点施設の改修を推進します。
女性視点の防災対策推進	女性のための防災対策等検討委員会を実施し、その検討結果に基づき地域防災計画を見直します。また、女性全体や、乳幼児の母親等を対象とした防災講座を継続して実施していきます。
災害医療体制の強化	大規模災害時に迅速で適切な医療救護活動を行えるよう、関係機関と連携し実動訓練を実施するとともに、災害医療救護計画やマニュアル、医療救護体制等を見直します。また、在宅人工呼吸器使用者など、要支援者に対する支援も進めます。

施策3 防災活動



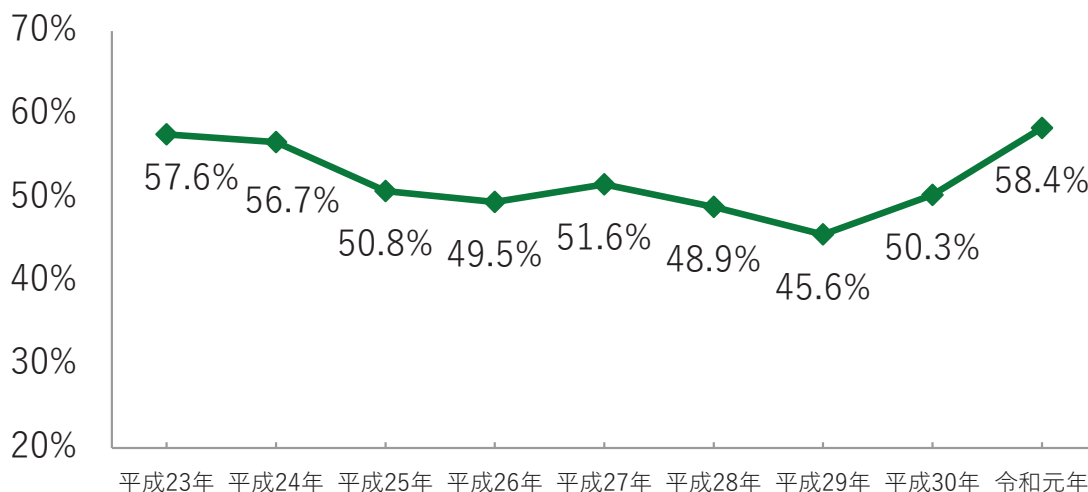
災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、災害発生時に、自助・共助の視点で区民や地域が主体的に救援・応急活動を迅速に実施できるよう、防災講演会・防災に関するワークショップの開催、起震車・まちかど防災訓練車・水陸両用車等を活用した防災訓練、広報紙や区ホームページ等による広報を実施しています。
- 自助・共助・公助の連携強化を図るため、地域住民が主体となって検討する会議体を設置し、地域ぐるみの防災ネットワーク構築の支援を行っています。今後、地域住民による学校避難所の自主運営を促進するほか、新型コロナウイルス感染症対策等を考慮した避難所運営に取り組んでいく必要があります。
- 防災資器材の現物支給や資器材購入費の助成等により、防災市民組織や消防団等の組織力の維持・向上を図っています。また、防災市民組織による防災活動拠点として、公園に倉庫やマンホールトイレ、かまどベンチ等の整備を進めており、今後も区民のニーズや大規模災害の状況に応じた資器材等の整備が必要です。
- 幅広い防災知識を持った防災コンサルタント等を活用し、地域に密着した防災意識の啓発や防災訓練等への参加を通じて、お互いに顔の見える関係をつくり上げることで、地域における災害対応力の強化に取り組んでいます。
- 今後も引き続き、区民の防災意識の向上と防災に対する備えの充実を図る必要があります。また、今後、超高齢社会の進展により、災害時要配慮者の増加が見込まれることから、若年層を対象とした、将来の地域防災の担い手の育成を図っていく必要があります。

図表 災害に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- **協働による防災体制の構築** 災害対策の基本理念である自助、共助、公助のうち、自助と共助の視点を防災活動の基本に据え、区と協働しながら区民が主体的に取り組める防災体制を構築します。
- **啓発の推進** 自助・共助による日頃の備えを充実させるため、地域の防災リーダーの育成を図るとともに、防災訓練だけでなく、あらゆるイベント等を通じて、大規模災害に対する備えについて区民への普及啓発を推進します。
- **訓練への参加促進** 地域の防災力をより効果的・効率的に高めていくため、近年の激甚災害の増加による区民の防災意識の高まりを捉え、防災訓練等への参加を促します。また、将来の地域防災の担い手である若年層の育成に向け、防災市民組織や学校等と連携し、避難所である小・中学校や防災活動拠点である公園など、地域住民にとって身近な公共施設を活用した防災訓練等に取り組みます。



自治町会の合同防災訓練

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
災害に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	58.4	59.5
防災に関わる訓練や講座等に参加している区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	—	41.0

4 計画事業

事業名	事業内容
地域防災の連携・強化	避難時に地域が主体となった自主的活動を实践できるよう、学校避難所運営会議や訓練を実施するとともに、感染症対策やペットの同行避難も含めた運営への理解を深めます。また、地域ぐるみの防災ネットワークの構築や、地域の特性を踏まえた各地域の防災計画やマニュアル等の策定を支援します。
防災の意識啓発	幅広い層を対象とした防災講演会やワークショップを実施し、自助・共助の意識啓発を図ります。また、地域のイベント等の様々な機会を通じ、実際のポンプを使った放水体験を実施するなど、若年層の防災意識の高揚を図ります。
防災活動拠点の整備・更新	防災市民組織による自主防災活動の拠点として、公園内に地下貯水槽、防災倉庫、仮設トイレ用マンホール、かまど兼用炊き出しベンチ等の設備を整備します。
学校避難所の防災機能の強化	災害時の断水に備え、避難所となる小・中学校と旧学校にマンホールトイレや井戸を整備します。
災害時協力井戸設置助成	福祉施設等が新たに井戸を設置し、災害時に井戸水を区民にも供給できるようにした場合に、井戸の設置に係る費用を助成します。

施策4 地域安全



犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 令和2年の区内の犯罪発生件数は2,693件と前年と比べ約700件減少しています。区では、これまで防犯カメラの設置拡大を図るとともに、地域団体が行う自主的な防犯活動や保護司会等による更生保護施策など、犯罪の抑止・予防に向け、協働による取組を進めてきました。
- 一方、地域の防犯活動の担い手は減少傾向にあり、若年層の防犯活動への参加促進、区と地域の防犯担当者との関係強化など、地域の自主的防犯活動の維持・活性化が必要です。
- 全刑法犯に占める自転車盗難の被害の割合は約34%と依然として高く、令和2年12月末時点では23区中で8番目に多い件数となっています。そのため、区では、「葛飾区自転車の安全利用及び駐車場秩序に関する条例」を改正し、自転車利用者の施錠等の措置を義務化したほか、亀有・葛飾警察署や関係機関等との連携を強化し、駅周辺でキャンペーンの実施、警告札の貼付等の予防活動に取り組んでいます。今後も自転車盗難に対する予防活動の維持・強化が必要です。
- 特殊詐欺⁸被害は増加しており、犯人の手口が巧妙になっています。そのため、本区では、消費生活センター、高齢者総合相談センター、亀有・葛飾警察署などの関係機関と情報共有を図りながら対策に取り組むとともに、様々な予防啓発活動を実施しています。今後も特殊詐欺被害に対する継続的な予防活動の維持・強化が必要です。

図表 刑法犯発生件数

出典：警察庁資料（葛飾区統計書 令和2年刊行）

	総数		凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		風俗犯		その他刑法犯	
	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)
平成26年	5,615	15.4	31	34.8	211	▲ 8.7	4,413	22.7	195	14.0	31	10.7	734	▲ 9.8
平成27年	4,547	▲ 19.0	16	▲ 48.4	206	▲ 2.4	3,489	▲ 20.9	178	▲ 8.7	23	▲ 25.8	635	▲ 13.5
平成28年	4,137	▲ 9.0	14	▲ 12.5	171	▲ 17.0	3,128	▲ 10.3	181	1.7	35	52.2	608	▲ 4.3
平成29年	4,255	2.9	27	92.9	196	14.6	3,177	1.6	207	14.4	32	▲ 8.6	616	1.3
平成30年	3,670	▲ 13.7	22	▲ 18.5	257	31.1	2,558	▲ 19.5	248	19.8	28	▲ 12.5	557	▲ 9.6
令和元年	3,382	▲ 7.8	17	▲ 22.7	267	3.9	2,402	▲ 6.1	206	▲ 16.9	22	▲ 21.4	468	▲ 16.0

8 面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空または他人名義の預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金等を交付せたりする詐欺

2 施策の方向性

- **地域防犯力の向上** 地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、若年層の防犯活動への参加促進や自主的な防犯活動に対する支援の充実、防犯カメラの設置を進めます。また、「葛飾区安全・安心情報メール」により迅速に区内の犯罪情報・不審者情報を配信するなど、地域の防犯力の向上を図り、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。
- **自転車盗難対策** 大型看板や横断幕の設置、児童・生徒への啓発を実施するなど、警察署と連携しながら、自転車の盗難防止を図ります。
- **特殊詐欺被害の防止対策** 警察署、消費生活センター、高齢者総合相談センター等と連携し、特殊詐欺被害の防止対策を推進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
犯罪発生件数（件） (警視庁統計資料)	3,382	2,000
自転車盗難件数（件） (警視庁統計資料)	1,340	700

4 計画事業

事業名	事業内容
地域安全活動支援事業	警察署、地域団体、関係団体との連携の下、区民・地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備への支援等を推進します。また、留守番電話設定の啓発、自動通話録音機の配布、金融機関での被害防止用音声機器の設置等の効果的な特殊詐欺被害防止対策を展開するとともに、自転車盗難対策としての鍵かけ義務化の周知を継続します。



防犯パトロールの様子



自転車鍵かけ警告札

施策5 消費生活



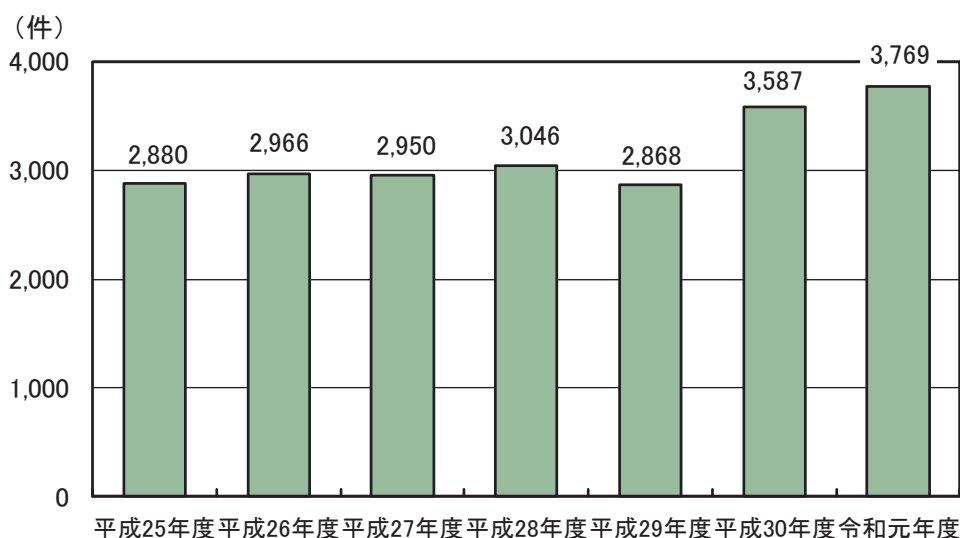
賢い消費者として正しい知識を身につけ、
安心して生活できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の消費生活相談の受付件数は、平成16年度をピークに平成24年度までは減少傾向にありましたが、平成25年度に増加に転じて以降は3,000件前後で推移しており、令和元年度には3,769件にまで増加しました。個々の案件では、はがきによる架空請求等の新たな手口による詐欺被害等だけでなく、悪質かつ巧妙化した手口による被害も多く発生しています。
- 消費者被害を未然に防止するため、「葛飾区消費生活対策アクションプログラム⁹」に基づき、消費生活展や消費者教育出前講座など全世代を対象とした消費者教育を推進しています。今後、成年年齢の引下げに伴った若者の消費者被害や、外国人区民の増加に伴う外国人相談者の増加等が予想されます。

図表 消費生活相談件数

出典：消費生活センター資料（葛飾区統計書 令和2年刊行）



9 消費者教育の一層の推進を図るため、今後取り組むべき消費者行政の方向性を示したものの。東京都の「消費者モデル事業」の一環として立ち上げた「消費者教育地域連絡会議」で議論等を重ね、平成28年度に策定

2 施策の方向性

- **消費者教育の推進** 区民が消費者被害に遭わないよう、被害の発生状況や被害者の属性を踏まえながら、全世代を対象とした消費者教育を推進します。特に、小・中学生に対する早期の消費者教育を進めます。
- **消費者被害への対応** 消費者被害が生じた場合には、その救済を図るとともに、新たな手口による詐欺被害等や悪質かつ巧妙化した手口による被害、成年年齢の引下げや外国人の人口増等の社会状況の変化に対応した取組を推進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
最近1年間で消費者被害にあったことのない区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	96.3	97.4

4 計画事業

事業名	事業内容
消費者対策推進事業	消費者問題に取り組む団体の活動を支援するとともに、消費者情報の提供、消費者講座等の学習機会の確保、消費生活相談の実施など、様々な取組を推進します。また、区内小・中学校等と連携し、消費者教育の充実を図ります。



消費者教育出前講座

政策
15

交通

誰もが安全かつ快適に移動できるまちにします

1 政策目的

- ☐ 道路の新設、拡幅、無電柱化等により安全で利便性の高い道路ネットワークを整備するとともに、道路と鉄道の連続立体交差化により踏切をなくし、渋滞のない快適な交通環境を実現します。
- ☐ 自転車や歩行者の交通環境の整備や交通安全に対する意識の醸成を図り、子どもから高齢者まで誰もが事故なく安全に生活できるようにします。
- ☐ 新金貨物線の旅客化をはじめとする鉄道網の整備やバス交通の充実など移動しやすい環境整備を進め、誰もがいきいきと活動できる活力あるまちをつくります。

2 政策の方向性

- ☐ 誰もが安全かつ快適に通行できる道路交通網の充実に向け、都市計画道路の整備や道路・橋梁・歩行空間の修繕・改修、区道の無電柱化、街づくりと連動した連続立体交差化による踏切の除却等を進めます。
- ☐ 自転車専用通行帯等の整備や自転車駐車場の整備、違法駐輪対策、シェアサイクルの導入など、自転車を安全かつ快適に活用できるようにします。また、交通安全ルールやマナーの啓発、高齢者の視点を踏まえた事故防止対策等を行い、交通事故の防止に取り組みます。
- ☐ 新金貨物線の旅客化の実現や地下鉄8・11号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）の建設などの鉄道整備に向けた取組を進めるとともに、バス交通の充実を図り、区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現します。



連続立体交差化後の平和橋通り（イメージ）



交通結节点（亀有駅前）

3 施策の体系

政策15 交通	
施策1 道路交通網の充実 誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります	
【計画事業】都市計画道路の整備	
【計画事業】無電柱化の推進	
【計画事業】新中川橋梁架替事業	
【計画事業】京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業	
【計画事業】京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進	
(計画事業以外の事務事業) 街路樹維持管理 公衆便所維持管理 道路・駅前広場清掃等管理 道路改修（施設更新） 道路橋梁改良 道路修繕 特色ある道路管理 掘削道路復旧 道路補修課庁舎管理運営 路上放棄物処理	
施策2 自転車活用の推進 自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を減らします	
新【計画事業】自転車利用環境の整備推進事業	
【計画事業】自転車駐車場整備事業	
(計画事業以外の事務事業) 違法駐車防止巡回指導及び誘導委託 自転車置場管理運営 自転車駐車場管理運営 自転車保管所管理運営 放置自転車総合対策 駐車場事業運営 放置自転車追放キャラバン 放置自転車撤去・誘導及び指導 民営自転車駐車場整備費助成 交通安全運動推進 交通安全協会（葛飾・亀有）助成 交通安全施設設置管理	
施策3 公共交通の充実 区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現します	
新【計画事業】新金貨物線の旅客化	
【計画事業】地下鉄8・11号線及び環七高速鉄道（メトロセブン）建設促進事業	
【計画事業】バス交通の充実	
(計画事業以外の事務事業) 地域乗合タクシー運行事業運営費助成	

施策1 道路交通網の充実



誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区施行の都市計画道路は、令和3年4月現在、計画延長52.9kmのうち34.8kmが整備済み（整備率65.8%）となっています。また、国・都施行を含めた都市計画道路は、計画延長99.3kmのうち69.8kmが整備済み（整備率70.3%）となっています。交通の円滑化や防災性の向上等のため、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」¹に基づき、計画的かつ効率的な都市計画道路の整備を推進しています。
- 国道6号（新宿拡幅）などの広域的な幹線道路の整備が進められている一方、これらの幹線道路を相互に連絡する都市計画道路の整備が遅れており、交通渋滞が解消できていない状況にあるため、今後も、計画的な都市計画道路の整備が必要です。
- 完成から50年以上が経過し、歩行者等の安全な通行の確保や防災性の向上を図る必要のある橋梁は、計画的に維持・更新を進める必要があります。
- 区では、地上機器の設置場所の確保が課題となる歩道が狭い道路や歩道がない道路の無電柱化を推進するため、令和元年6月「葛飾区無電柱化推進計画」を策定しました。
- 踏切の除却による安全性や交通利便性の向上を図るため、「京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業」の工事を実施しています。今後、本事業の早期完成に向け、東京都や京成電鉄株式会社との連携を強化していく必要があります。
- 「京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進」においては早期事業化に向けて関係事業者との協議・調整を進めており、更に地域住民の駅周辺まちづくりに対する機運を高めていく必要があります。

図表 都市計画道路の都市間比較（整備率の高い順）

出典：国土交通省「都市計画現況調査（平成31年3月31日現在）」

順位	区名	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)	順位	区名	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)
1	千代田区	63.42	55.63	87.7	13	新宿区	85.01	58.27	68.5
2	中央区	57.95	50.53	87.2	14	豊島区	45.86	31.04	67.7
3	台東区	42.82	36.36	84.9	15	北区	63.80	40.89	64.1
4	江東区	119.04	99.27	83.4	16	目黒区	38.02	23.39	61.5
5	渋谷区	69.86	57.07	81.7	17	墨田区	56.01	34.19	61.0
6	足立区	185.33	147.90	79.8	18	文京区	42.74	24.58	57.5
7	江戸川区	146.40	116.67	79.7	19	中野区	42.33	22.70	53.6
8	港区	108.85	82.23	75.5	20	世田谷区	158.74	83.56	52.6
9	板橋区	93.19	67.59	72.5	21	大田区	124.07	64.93	52.3
10	葛飾区	99.28	69.83	70.3	22	杉並区	90.18	46.88	52.0
11	荒川区	37.85	26.60	70.3	23	練馬区	121.64	62.43	51.3
12	品川区	91.88	63.49	69.1	区 部		1,984.27	1,366.03	68.8

1 事業の継続性や実現性などの観点から、優先的に整備すべき路線を定めたもの

2 施策の方向性

- **都市計画道路の整備** 快適で利便性の高い道路ネットワークを形成するため、都市計画道路の事業中区間の早期完成や未着手区間の早期事業化に取り組みます。
- **計画的な修繕・改修** 予防保全の観点から、道路や橋梁の修繕・改修を計画的に実施するとともに、誰もが安全で快適に通行できるようにするため、歩行空間の改善や街路樹の適正管理等を推進します。
- **無電柱化の推進** 葛飾区無電柱化推進計画に位置付けた路線の無電柱化を推進するとともに、国や東京都で検討が進められている低コスト手法の活用に加え、電線管理者等と協働して多様な整備手法の活用を検討し、無電柱化の更なる推進を図ります。
- **連続立体交差事業の推進** 踏切の除却による交通渋滞の解消や回遊性の向上による地域の活性化に向けて、関係事業者との連携強化を図りながら、街づくりと連動した連続立体交差事業を推進します。



補助第276号線（隅田橋）

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
都市計画道路（区施行路線）整備率（％） (道路建設課)	65.8	71.2
区内の交通の便が良いと思う区民の割合（％） (政策・施策マーケティング調査)	55.8	61.3

4 計画事業

事業名	事業内容
都市計画道路の整備	安全で円滑な交通機能を確保するとともに、良好な道路環境を整備するため、沿道地域住民や権利者の理解を得ながら、都市計画道路の整備を着実に推進します。
無電柱化の推進	無電柱化推進計画に位置付けたチャレンジ路線や都市計画道路、駅周辺などの街づくりに伴う路線について、沿道住民や電線管理者等の理解を得ながら、検討、設計、用地取得、工事を順次推進します。
新中川橋梁架替事業	完成から50年以上が経過した、八剣橋・細田橋・高砂諏訪橋の架替事業を実施し、歩行者・自転車の通行の安全性や防災性の向上等を図ります。
京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業	東京都、京成電鉄株式会社と連携して鉄道を高架化し、11箇所の踏切を除却します。
京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進	京成本線（高砂駅～江戸川駅付近）鉄道立体化の合同勉強会等の開催や関係機関との協議、調整、都市計画手続に取り組み、連続立体交差事業の実現を目指します。

施策2 自転車活用の推進



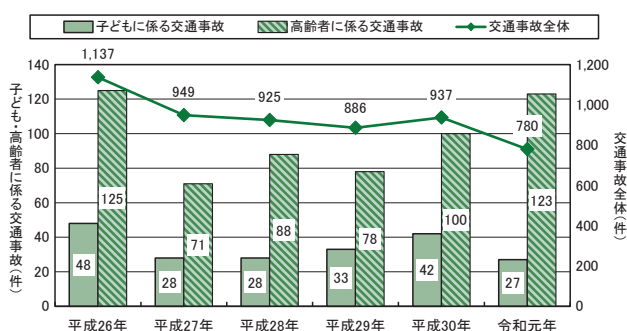
自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を減らします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 多くの区民が通勤・通学や買い物などに自転車を利用しています。今後も一層の自転車の活用が期待されていることから、区では、自転車専用通行帯やナビマーク等の整備を行うなど、安全で安心な自転車走行空間の確保を進めています。
- 良好な交通環境の確保のため、自転車駐車場の整備や各放置自転車整理区域における指導・誘導、撤去搬送等に取り組み、当該区域での自転車放置数は年々低減傾向にあります。今後、幼児用座席付き自転車や電動アシスト付き自転車等特殊自転車用の駐車スペースの確保や夜間時の放置自転車対策を進める必要があります。
- 駅やバス停から目的地までの移動や観光名所を周遊する交通手段として、気軽に自転車を利用できるシェアサイクルが区内外で展開されていますが、区では、自転車を貸出・返却できる場所に偏りがある状況にあります。
- 区内の交通事故件数はやや減少傾向にありますが、区内の交通事故の約45%を占める自転車関与事故は増えており、特に子どもと高齢者の自転車事故が増えています。また、自転車運転中の携帯電話の操作や雨天時の傘さし運転などの安全運転義務違反による事故の発生も見られるとともに、近年増加している外国人区民向けの交通安全啓発活動の充実も必要です。
- 自転車利用者が交通事故で加害者となり、高額な賠償を命じられるケースが発生していますが、自転車利用者の保険加入についての認識が低い状況にあります。

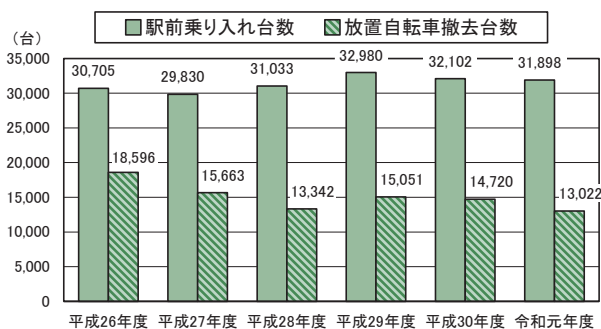
図表 交通事故発生件数

出典：警視庁資料
(葛飾区統計書 令和2年刊行)



図表 駅前乗り入れ台数及び放置自転車撤去台数

出典：交通政策課資料(葛飾区統計書 令和2年刊行)



注1) 駅前乗り入れ台数は、1日当たりの平均値

2) 放置自転車撤去台数は、年間台数

2 施策の方向性

- **自転車通行環境の構築** 安全で快適な自転車通行環境を構築するため、自転車事故が多い箇所や区有施設へのアクセスルートなどを踏まえて、自転車専用通行帯やナビマーク等の整備を進めます。
- **自転車駐車場の整備** 駅周辺において、自転車の駐車需要に応えられるよう、民間活力も活用しながら、様々なニーズに応じた自転車駐車場の整備を推進します。また、駐輪環境の整備と合わせて、夜間の放置自転車の撤去等、違法駐輪対策を強化します。
- **シェアサイクル等の整備** 自転車の活用を推進していくため、公共用地の有効活用や民間活力の活用により、周辺自治体と連携した利用しやすいシェアサイクル、サイクルポートの整備を推進していきます。
- **交通安全対策の強化** 自転車利用者を含めた交通事故の防止と交通安全の啓発を進めるため、これまでの小・中学生に加え、高校生や外国人区民を対象とした啓発活動を推進します。また、高齢者には警察署と協力して自動車運転免許の自主返納を促すとともに、交通安全教室の開催や自転車安全利用五則（利用ルール・マナー）の周知啓発、自転車安全利用体験を行います。
- **自転車の安全利用の促進** 自転車の安全利用を促進するために、自転車保険への加入促進や自転車保険制度の導入を検討します。



シェアサイクル（柴又駅前）

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
自転車放置率（％） (放置自転車整理区域内の放置自転車台数／区域乗り入れ台数×100・交通政策課)	3.0	1.8
自転車を利用しやすい環境が整備されていると思う区民の割合(％) (政策・施策マーケティング調査)	—	(令和2年度の値から) + 10％
区内の交通事故発生件数（件） (警視庁資料 暦年集計)	780	725

4 計画事業

事業名	事業内容
自転車利用環境の整備推進事業	自転車走行空間の整備やシェアサイクルなどによる自転車活用を推進します。また、自転車保険の導入やスケアード・ストレイトの対象拡充を行うとともに、高齢者の視点を踏まえた交通安全対策と事故防止対策事業を強化していきます。外国人区民に対しては、日本語教室等の開催時に合わせて、交通安全ルールの説明等の啓発活動を行います。
自転車駐車場整備事業	駅周辺の再開発街づくり事業等と連携した、自転車駐車場の整備を推進します。また、民営自転車駐車場の整備を促進するためのPRや助成事業の拡充等を検討します。

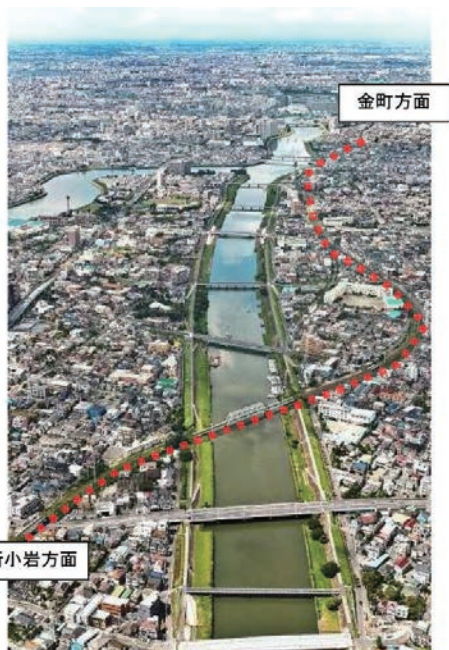
施策3 公共交通の充実



区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の鉄道網は、常磐線や総武線、京成線など東西方向は充実していますが、南北方向の不足が課題となっています。このことから、区は南北方向の鉄道網の整備を図るため、新金貨物線の旅客化や地下鉄8・11号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）建設の実現に向けて、取組を進めています。特に、新金貨物線の旅客化については、旅客化の整備に要する資金を確保するため「葛飾区新金貨物線旅客化整備基金」を設置しています。
- これまで、バス社会実験などの取組により新たなバス路線が開設してきましたが、今般、運転手不足によるダイヤ減便など、利用しづらい路線も増えてきていることから、バス路線を維持していくことが課題となっています。区では、バス事業者との協働により、バス路線の更なる拡充を図るとともに、バス路線の維持に向けた取組について進めています。
- 高齢者等が日常生活を送る上で、移動手段の確保が課題となっており、公共交通の役割は一層重要となっています。区は、今後の高齢社会の進展を見据え、公共交通の更なる利便性の向上や持続可能な公共交通網の構築を目指し、「葛飾区公共交通網整備方針²」に基づく取組を進めています。
- 近年、ICT^{参P281}を活用して効率的でスムーズな移動を実現するサービスであるMaaS^{参P281}の実証実験が国内でも進められています。



新金貨物線状況（奥戸付近）



細田循環バス



サイクル&バスライド（亀有新道）

2 今後の本区の公共交通網の整備方針とその取組を定めることを目的に、令和元年5月に策定したもの

2 施策の方向性

- **新金貨物線旅客化の実現** 南北方向の鉄道網の整備を図るため、新金貨物線旅客化の早期実現に向けて取り組みます。旅客化に当たっては、技術的な検討に加え、区が旅客化の整備に要する資金に充てる基金の積立を行い、関係機関との協議を進めます。
- **地下鉄8・11号線延伸・メトロセブンの建設促進** 地下鉄8・11号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）建設に向けて、関係区市と連携を図りながら、調査研究などを進めます。
- **バス交通の充実** バス交通の充実を図るため、循環バス等の導入に取り組みます。また、バス利用者の利便性を高めるため、上屋やベンチ、バスロケーションシステム表示機などの整備を促進させる助成を行うとともに、バス利用者用の駐輪場（サイクル&バスライド）の整備を進めます。
- **新技術の活用** 今後、自動運転、超小型モビリティ、MaaSなどの最先端技術の進展を注視しながら、状況に応じて活用を検討します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
区内の交通の便が良いと思う区民の割合（％） (政策・施策マーケティング調査)	55.8	61.3

4 計画事業

事業名	事業内容
新金貨物線の旅客化	不足する南北方向の鉄道網の整備や区全体の活性化を図るため、新金貨物線の旅客化の実現に向けた調査検討を進めるとともに、沿線のまちづくりについても検討します。
地下鉄8・11号線及び環七高速鉄道（メトロセブン）建設促進事業	交通政策審議会答申第198号に位置付けられた地下鉄8号線・11号線の延伸とメトロセブンの建設促進に向けて、関係区市や都区連絡会と連携を図りながら、調査研究等や国などの関係機関への要請活動等を行います。
バス交通の充実	区民の身近な移動手段であるバス交通の充実を図るため、循環バス等の導入やバス利用者用駐輪場（サイクル&バスライド）の整備、バス利便施設整備の支援等に取り組みます。

政策
16

公園・水辺

水や緑に親しめる、安全で快適な空間をつくります

1 政策目的

- ☐ 身近なオープンスペースとして公園を整備・保全し、人々が気軽に集い、憩い、心を通わせながら活動できるようにします。
- ☐ 区内を流れる河川と一体となった公園などを整備し、貴重な自然環境を次世代へつなぐとともに、豊かな水と緑や生態系に親しみ、楽しめるようにします。

2 政策の方向性

- ☐ 公園の計画的な整備・改修や地域の団体等による管理運営等の支援などを行い、多くの区民が集い、憩い、活動できる空間をつくります。
- ☐ 河川と一体となった公園の整備や河川敷の公園のバリアフリー化、水元小合溜の水環境の保全など、河川を活かした快適な空間を整備し、多くの人々が集い、憩える場として水辺を積極的に活用します。



堀切菖蒲園

3 施策の体系

政策16 公園・水辺	
	施策1 公園整備 多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します
	【計画事業】地域の核となる公園の整備
	(計画事業以外の事務事業) 公園管理システム運用 堀切菖蒲園管理運営委託 葛飾にいじゅくみらい公園管理運営 交通公園管理業務委託 公園維持管理 公園再生事業 児童遊園維持管理 柴又公園管理運営委託 上千葉砂原公園ふれあい動物広場運営業務委託 新宿交通公園内ミニSL運行 花を生かした景観整備事業 公園課庁舎管理運営 公園駐車場管理運営 公園等地域自主管理事業 民間遊び場補助事業 鎌倉公園管理運営
	施策2 水辺整備 河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします
	新【計画事業】河川環境改善事業
	【計画事業】水の拠点の整備
	【計画事業】水辺のネットワーク事業
	(計画事業以外の事務事業) 葛飾あらかわ花いっぱい事業 維持管理（水元小合溜水質浄化施設）

施策1 公園整備



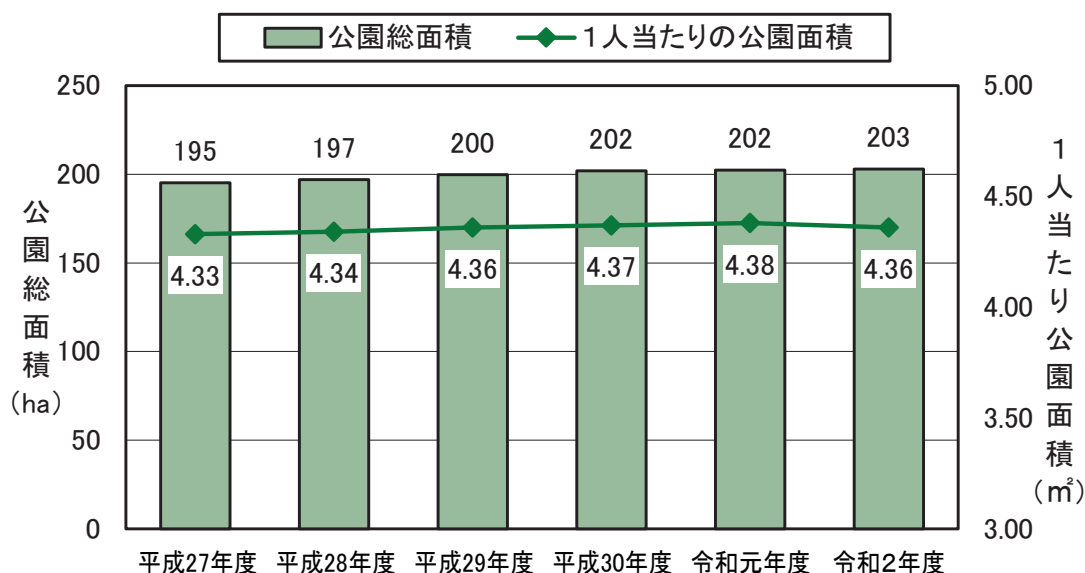
多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、児童から高齢者までが歩いて行ける身近な公園や地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や区民ニーズを踏まえて、地域の核となる公園として整備し、レクリエーションの場の確保や地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、街の景観向上などを図っています。
- 令和2年4月1日現在、区民1人当たりの公園面積¹は4.36㎡となっています。既存の公園等の約4分の1が開園・全面改修から40年以上経過しており、今後は、予防保全型の管理²やバリアフリー化等の視点から計画的な改修に取り組む必要があります。また、倒木・枝折れのおそれのある樹木、周辺からの見通しの悪い箇所等に対する安全確保など、利用者の安全面の向上を図る必要があります。
- 地域団体との協働で公園の管理に取り組んでいますが、近年、団体構成員の高齢化等により、地域の自主管理による公園数を増やせない状況です。

図表 公園総面積及び1人当たりの公園面積

出典：公園課資料



1 公園・緑地の配置や都市緑化の推進等の方針を定めた、「緑とオープンスペース基本計画（平成11年度策定）」の中で、区民1人当たりの公園面積5㎡を目指すとしている。

2 耐用年数や点検結果を踏まえ、故障等が発生する前に所要の対策を行い、故障が起きないようにする管理方法

2 施策の方向性

- ☐ **公園の整備** 今後も、街づくり事業などと連携して、区民が気軽に歩いていける公園や地域の防災活動拠点となる公園の整備を推進していきます。
- ☐ **健全な公園の維持** 健全な公園利用を維持できるよう、必要な改修を計画的に進めるとともに、緑の機能と効用を増進させながら、樹木の伐採や小型樹種への植替えなどの対策を検討します。
- ☐ **公園の管理運営** 地域の団体等が、公園の清掃や点検・監視・花壇の管理運営等を担えるよう、PRや報奨金の増額等を含めた制度の見直しに取り組みます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
区民1人当たりの公園面積 (㎡) (公園課)	4.38	4.46
公園に満足している区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	66.4	69.7

4 計画事業

事業名	事業内容
地域の核となる公園の整備	地域特性や区民ニーズを踏まえた地域の核となる公園を整備し、レクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などを図ります。



地域の核となる公園（奥戸一丁目鬼塚公園）

施策2 水辺整備



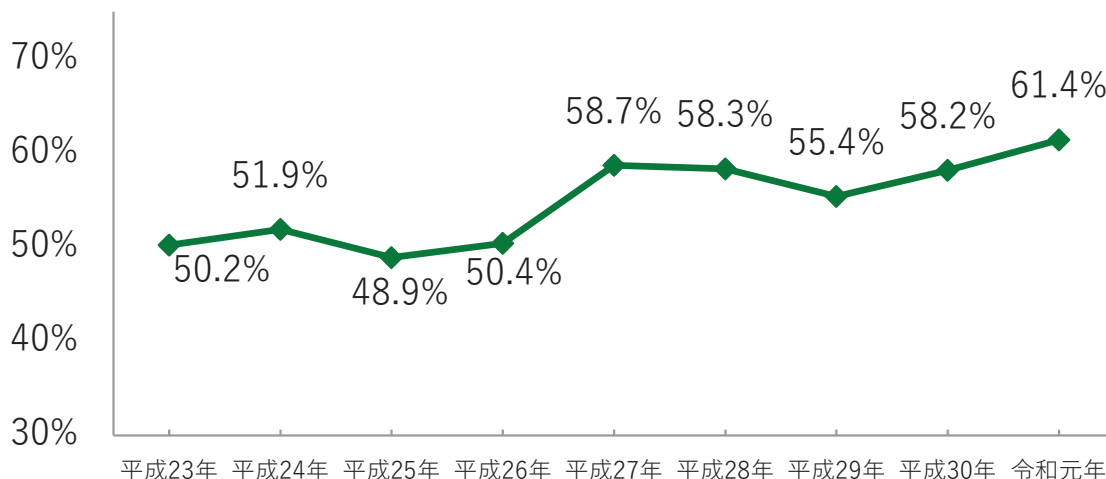
河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、中川・江戸川などに隣接する土地を活用し、河川と一体となった公園の整備を推進しています。
- 河川敷に整備された公園の中には、供用開始から長い期間が経過し、施設の老朽化等が生じている公園があるほか、中川左右岸にある緑道公園では、舗装のひび割れや植栽の枯損など多くの課題を抱えています。また、中川左右岸は、東京都による堤防の工事に合わせて整備された中川親水テラスに照明を設置しています。
- 水元小合溜は、昭和50年代（1975年～）以降、魚の大量死やアオコの発生等の水環境問題が顕在化し、平成元年から水質浄化対策事業「カムバックかわせみ作戦」を実施してきましたが、近年では水生植物の繁茂や特定外来生物の生息が確認されるなど、新たな課題が生じています。水元小合溜の貴重な環境を次世代へ継承していくため、更なる対策を進める必要があります。

図表 河川などの水辺が区民にとって親しめる空間となっていると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- **水辺の積極的な活用** 治水や河川環境との調和に配慮しながら、人々が集い、憩える場として水辺の積極的な活用を図るとともに、河川と一体となった公園を整備し、区民が様々なレクリエーション活動を通じて水辺に親しめる環境づくりを進めます。
- **公園施設の整備** 河川敷の公園を、人々が集い、憩える場として有効に活用するため、他の地域からのアクセス改善や施設のバリアフリー化などの整備を進めます。
- **公園施設の改修** 東京都と調整を図りながら、引き続き、中川親水テラスに照明を設置していくとともに、中川左右岸緑道公園の計画的な改修を進めます。
- **水元さくら堤の改修** 水元さくら堤では、老朽化した施設の改修を進め、散策や休憩、サイクリング等の利用環境を改善します。
- **水元小合溜の保全** 「河川環境改善計画」に基づき、水元小合溜の特定外来生物等の防除を行い、本来の生態系への回復を図るとともに、良好な水環境を計画的に保全します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
水辺が親しめる空間となっていると思う区民の割合（％） (政策・施策マーケティング調査)	61.4	66.0

4 計画事業

事業名	事業内容
河川環境改善事業	老朽化した既存の水質浄化施設や関連施設の改修、水生植物の刈取り、生態系調査、外来生物の駆除など、効果的・効率的な対策を実施します。
水の拠点の整備	江戸川、中川等の河川敷や河川に隣接する土地を公園用地として活用し、河川と一体となった公園を整備します。
水辺のネットワーク事業	中川親水テラスでは、親水性・自然景観に配慮しながら、照明施設や老朽化した緑道公園部分の改修を実施します。また、水元さくら堤では、老朽化した施設を改修し、散策や休憩、サイクリング等の利用環境を改善します。



中川親水テラス

政策
17

環境

自然を守り、快適で美しい環境をつくります

1 政策目的

- ☐ まちの美化活動に取り組むとともに、豊かな緑とたくさんの花で彩ることで、美しい都市環境が広がるようにします。
- ☐ エネルギー利用の効率化を推進して脱炭素社会を実現するとともに、3R^{※P281}やごみの適正処理などを推進して資源循環型地域社会を形成し、人と地球環境にやさしい持続可能なまちをつくります。

2 政策の方向性

- ☐ エネルギー利用の効率化に向けた普及啓発や助成を進めるとともに、温室効果ガスの排出量削減や気候変動の影響に対する取組（適応策）を行い、地球温暖化対策を進めます。
- ☐ 緑と花でいっぱいの美しい都市環境づくりに向け、花いっぱいのまちづくり活動に取り組む団体や個人・家庭への支援などを進めます。
- ☐ 外来種の調査・駆除や在来種の保護、環境学習の充実などを行い、豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます。
- ☐ 良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるよう、環境調査による監視や公害の是正・指導、近隣公害の普及啓発などに取り組めます。
- ☐ 持続可能な資源循環型地域社会を形成するため、発生抑制を最優先とした情報提供や食品ロス^{※P282}の削減に向けた取組の推進、プラスチックの3Rや回収・適正処理の徹底等を進めます。
- ☐ ごみのない、きれいで清潔なまちをつくるため、喫煙ルール・マナーの徹底や区民の主体的な美化活動への支援を行います。

3 施策の体系

政策17 環境

施策1 地球温暖化対策

省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、地球温暖化対策を進めます

【計画事業】区民の環境行動推進

【計画事業】事業者の環境行動推進

【計画事業】区の環境行動推進

新【計画事業】気候変動適応策の推進

(計画事業以外の事務事業)

環境月間普及啓発 地球温暖化対策推進

施策2 緑と花のまちづくり 緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります	
【計画事業】 緑と花のまちづくり事業	
(計画事業以外の事務事業) 屋上・壁面緑化推進 生垣化推進 グリーンバンク事業 樹木保全事業 駅前広場花いっぱい事業 緑化意識事業 緑化指導事業	
施策3 自然保護 豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます	
【計画事業】 生物多様性の保全	
新【計画事業】 外来種対策	
(計画事業以外の事務事業) 雨水利用促進(指導) 河川浄化運動 自然保護区域維持管理 野鳥等の保護・被害対策 地域間交流事業	
施策4 生活環境保全 良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします	
(計画事業以外の事務事業) 河川愛護活動 あき地除草対策事業 アメリカシロヒトリ防除対策事業 公害防止啓発・指導 交通騒音・振動調査 公害発生源規制・指導 水質汚濁監視測定 大気汚染監視測定 放射線量測定	
施策5 資源循環の促進 持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます	
新【計画事業】 資源循環による環境負荷の低減促進	
【計画事業】 かつしかルール推進事業	
(計画事業以外の事務事業) ごみ減量・清掃フェア 各種講座事業(ごみ減量・3R) 不用品交換情報・スマートフォン向けアプリ等情報発信 かつしかエコライフプラザ管理運営 生ごみ処理機等購入助成 イベント等による普及啓発(ごみ減量・3R) 環境学習事業(ごみ減量・3R) 資源とごみの収集カレンダー等作成 緑のリサイクルセンター事業 拠点回収促進 集団回収促進支援 資源回収 3R推進パートナー事業 ごみ減量・リサイクル推進協議会 放置自転車リサイクル 建設リサイクル法事務 集積所美化等排出指導 事業系ごみ自己処理促進 燃やすごみ・プラスチック製容器包装等収集運搬 清掃協力会助成 し尿収集運搬 車両維持管理(清掃事務所) 職員被服貸与(清掃事務所) 粗大ごみ収集運搬 維持管理(清掃事務所) 一般廃棄物処理業許可事務 浄化槽関係事務 動物死体処理 有料ごみ処理券販売	
施策6 まちの美化推進 ごみのない、きれいで清潔なまちにします	
(計画事業以外の事務事業) ポイ捨て防止等環境美化活動 環境美化の日事業 環境美化地区支援 不法投棄防止対策	

施策1 地球温暖化対策



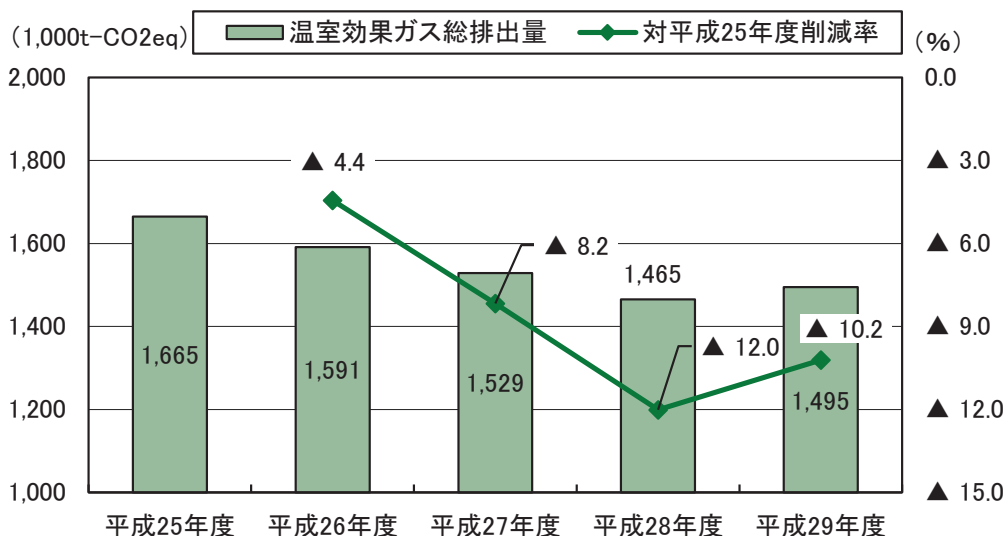
省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、
地球温暖化対策を進めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、地球温暖化による気候変動の影響が深刻さを増しており、猛暑による熱中症患者の増加、豪雨による土砂災害や河川氾濫等の甚大な被害が発生しています。
- 区では、葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、区内の温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに対平成25（2013）年度比で28%削減する目標の達成に向け、区民・事業者に対する省エネ改修・省エネ設備・再生可能エネルギーの利用促進のための助成事業や、区内小・中学生を対象にした環境学習等を実施しています。
- さらに、令和2（2020）年2月に、都内の区市町村に先がけ、「ゼロエミッションかつしか」を宣言し、2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の実質排出量ゼロを目指すことを表明しました。
- 今後は、低炭素社会から脱炭素社会への転換に向けて、区民や事業者等と協働しながら更なる地球温暖化対策に取り組み、区内で排出される温室効果ガスを削減していく必要があります。
- 国の第五次環境基本計画では、各地域がその特性を生かし、持続可能な自立・分散型の社会を目指す「地域循環共生圏」が掲げられており、地域間連携により互いの地域資源を補完し、支え合う取組を図っていくことが求められています。

図表 区全域の温室効果ガスの基準年（平成25年）総排出量比

出典：特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2017年度）
オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



2 施策の方向性

- **脱炭素社会の構築** 2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするために、クリーンなエネルギーや省エネを区民の生活に浸透させ、脱炭素社会の構築を目指します。
- **区民・事業者の環境行動の促進** 環境に関する技術革新の進展に注視しつつ助成制度の見直しを常に行うなど、区民・事業者の省エネをはじめとする環境行動を促進する取組を充実させます。
- **次世代への啓発の充実** 次世代を担う子どもたちが省エネ行動や再生可能エネルギーの利用に積極的に取り組めるよう、子ども向けの啓発を充実させます。
- **区の環境行動の推進** 区内最大の事業者である区が、公共施設の改修や建替えを行う際に、率先して環境に配慮した技術等を積極的に導入します。
- **気候変動適応策の推進** 地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出量を抑制する取組（緩和策）に加え、気候変動の影響に対する取組（適応策）を同時に推進します。



EV（電気自動車）

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
省エネを心がけている区民の割合（％） (政策・施策マーケティング調査)	83.2	94.2
区全域の温室効果ガスの基準年(平成25年)総排出量比(％) (オール東京62市区町村共同事業「特別区の温室効果ガス排出量」)	-10.2 (平成29年度実績)	-28.0
区の事務事業による温室効果ガスの基準年(平成25年)総排出量比(％)(環境課)	-21.6	-40.0

4 計画事業

事業名	事業内容
区民の環境行動推進	かつしかエコ助成金制度の充実や、区内の再生可能エネルギーの推進等に取り組むとともに、区民が省エネ行動を率先できるよう、環境意識の醸成とインセンティブの提供を行います。
事業者の環境行動推進	事業者が経済成長と環境活動の好循環を実現し、持続可能な企業運営が維持できるよう、環境活動に対する評価基準の提案や優遇措置の機会を提供します。
区の環境行動推進	公共施設における省エネ改修の推進、庁用車のZEV ^{※P281} 化推進等に取り組み、区内最大規模の事業者として引き続き区民・事業者への率先的行動を展開するとともに、事例紹介や普及啓発により区域全体の環境行動の機運醸成に寄与します。
気候変動適応策の推進	温室効果ガスの排出量を抑制する取組（緩和策）に加えて、緑のカーテンやミストの設置など気温上昇に適応する取組（適応策）を同時に推進し、地球温暖化対策をより一層進めます。

施策2 緑と花のまちづくり



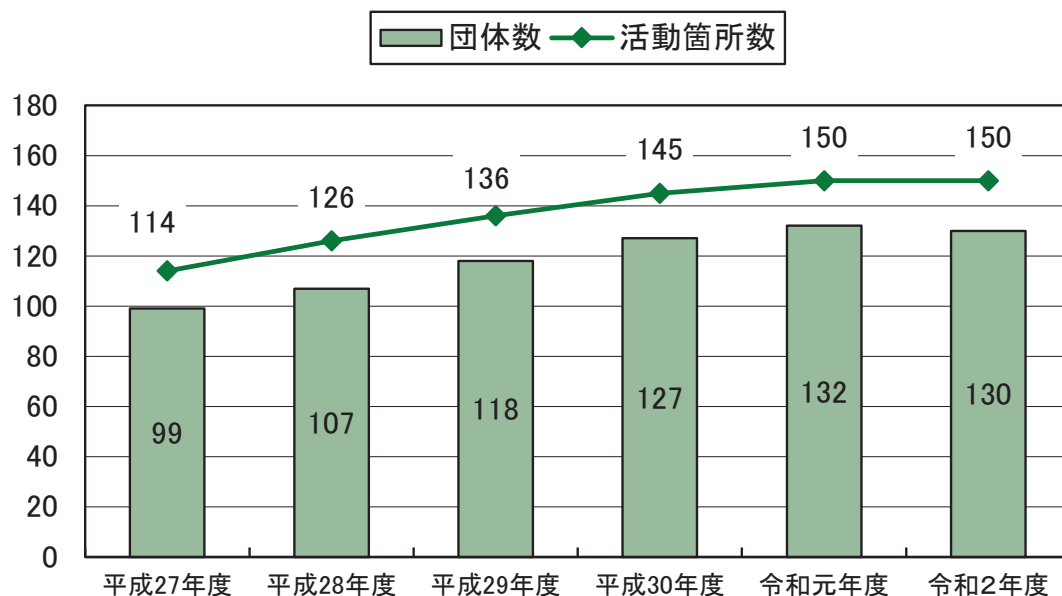
緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- ☐ 令和3年1月1日現在、区内では、150か所で130団体が花いっぱいのまちづくり活動に取り組んでおり、その数は、年々増加しています。
- ☐ かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会が考案した立体花壇「フラワーメリーゴーランド」や「フラワーキャンバス」は、区内外から高い評価を得て、多くの自治体や団体で導入が進んでいます。
- ☐ 花いっぱいのまちづくり活動を更に推進するために、担い手の裾野を広げるとともに、区民、団体、事業者、教育機関等、多様な主体との一層の協働が必要です。
- ☐ 良好な都市環境を構築するために、保存樹木・樹林の保全や緑化計画の届出、緑化の支援などによって、緑を創出しています。

図表 区内の花いっぱい活動に取り組む団体数・活動箇所数（各年度1月1日時点）

出典：環境課資料



2 施策の方向性

- **担い手の拡大** 花いっぱいのまちづくり活動の担い手の裾野を広げるために、団体への活動支援に加え、個人や家庭への支援を拡充します。
- **他の自治体と交流** 他の自治体と交流・連携することで、花いっぱいのまちづくりの更なる活性化に取り組みます。
- **緑化の推進** 引き続き、身近な緑の保全や緑化計画の届出、緑化に対する支援を行い、緑や花を身近に感じられるまちをつくれます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
緑と花の豊かさを感じる区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	64.3	69.8
花いっぱい活動に取り組む活動箇所数 (箇所) (環境課)	150	210

4 計画事業

事業名	事業内容
緑と花のまちづくり事業	「みんなで“感じ・楽しむ”花いっぱいのまちづくり活動」を目指し、フラワーイベントの開催、花いっぱい活動の拡大・支援など「楽しむ」・「伝える」・「支援する」施策の充実を図ります。また、区内外に「フラワーメリーゴーランド」の設置数を増やす働きかけを継続します。



令和2年度花と緑のはがきコンクール絵画の部・区長賞



葛飾区役所いこいのガーデンクラブ

施策3 自然保護



豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- ☐ 区では、自然環境調査や自然保護区域に指定¹するなど、自然環境を保護する取組に努めています。
- ☐ 将来にわたって生物多様性²が守られるよう、引き続き「生物多様性かつしか戦略³」に基づき、区民や団体等との協働により、自然環境調査や環境学習等を通じて生物多様性を保全していく必要があります。
- ☐ 野生動物による生活環境の悪化や健康被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲、処分、カラスの巣の撤去等を行っています。
- ☐ 生態系の破壊や健康被害を生じさせるおそれがある特定外来生物⁴を、引き続き駆除していく必要があります。

1 自然環境の保護と回復を図るため、葛飾区自然保護要綱に基づき、身近な自然を自然保護区域に指定している。現在、秋の七草の1つであるフジバカマが自生している水元さくら堤と、多くの生きものが生息している大場川の中州の2か所を指定

2 様々な生きものが、多様な環境の中で互に関わり合って生きている状態

3 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な方針と戦略を定めたもの。平成24年11月策定

4 生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された外来生物（海外起源の外来種）

2 施策の方向性

- ☐ **生物多様性の保全** 区民や団体等との協働により自然環境の調査や保護に取り組むとともに、環境学習を充実させることで、区内の生物多様性を保全していきます。
- ☐ **在来種の保護** 新たに侵入してくる外来種の調査・対応や特定外来生物の駆除などに取り組むとともに、絶滅のおそれがある希少な在来種を保護していきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
自然を大切にしている行動をしている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	73.9	85.0
自然環境学習に参加する区民の数 (人) (環境課)	1,109	1,220

4 計画事業

事業名	事業内容
生物多様性の保全	「生物多様性かつしか戦略」に基づき、環境学習や自然環境調査等を通じて生物多様性の保全の重要性の普及啓発を進めます。また、市街地でもたくさんの生きものの息吹を感じられるよう、区本来の生きものの生息・生育場所を保全します。
外来種対策	外来種に関する区民からの相談等への迅速な対応や、特定外来生物への注意喚起と啓発を行うとともに、都や関係機関と連携して捕獲・駆除に取り組みます。



水元さくら堤自然保護区域



水元さくら堤自然保護区域に植生する
フジバカマ（準絶滅危惧種）

施策4 生活環境保全



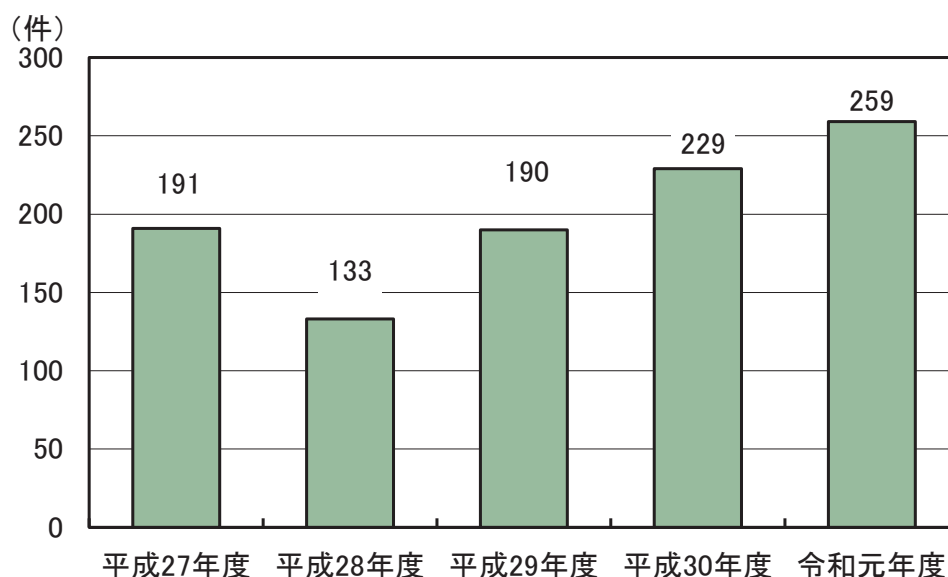
良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、区の大気質（Ox（光化学オキシダント）を除く。）、河川類型ごとの河川水質、交通騒音・振動（水戸街道の一部区間を除く。）は環境基準を満たしています。また、空間放射線量の定点測定の結果は、福島第一原子力発電所事故発生前の新宿区内における測定値（毎時0.028～0.079マイクロシーベルト）とほぼ同じ水準まで低下しています。
- 近年、人体に有害な影響を及ぼすアスベスト（石綿）建材を使用した建物の解体工事が増加していることから、国や都と連携し、アスベスト建材を使用した建物の解体工事への監視・指導を強化しています。
- 区では、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等関係法令に基づき、新規に工場や指定作業場を設置する場合の認可・認定等審査や、操業中の工場や指定作業場に起因する騒音・振動等の公害苦情における是正・指導を実施しています。
- 工場や指定作業場等の操業に伴う公害苦情件数は、近年減少傾向にあるものの、住宅の室外機の騒音や飲食店からの悪臭等の近隣公害、建物の解体工事に伴う騒音・振動等の苦情が増加傾向にあることから、これらの公害・苦情の防止対策を強化する必要があります。特に、日常生活における飲食店、商店、一般家庭等に起因する近隣公害については、近隣関係におけるお互いの配慮が大切であることを広く区民に普及啓発する必要があります。

図表 生活環境に関する苦情件数

出典：環境課資料（事務事業評価表）



2 施策の方向性

- **良好な生活環境の確保** 環境調査による監視を継続的に実施し、環境に悪影響が及ぶ事象が発生した場合には、関係機関と連携して改善を図り、良好な生活環境や快適に住み続けられる環境を確保します。
- **公害現象への指導** 工場・指定作業場等の操業、建物の解体、アスベストの除去工事等が、区民の生活環境に悪影響を与えないように、関係法令に基づき速やかに公害現象を確認し、規制基準を守るように指導します。
- **公害防止に向けた普及啓発** 引き続き、区内工場の実態調査、公害防止啓発活動を行います。また、区民が多く集まる各種イベント等を活用し、近隣公害に関する普及啓発を行うことで、近隣公害を未然に防ぎ、地域住民の快適な生活環境を保持します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
生活環境に関する苦情件数（件） (環境課)	259	180



自動車騒音測定



大気環境測定

施策5 資源循環の促進



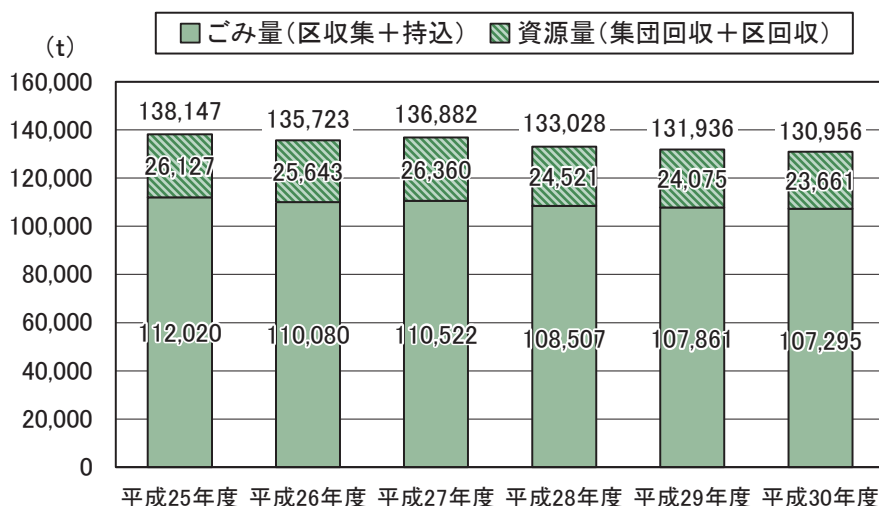
持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、
環境への負荷を低減させます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、ごみと資源の年間総排出量は、人口が増加しても年々減少傾向にあり、事業系ごみの年間総排出量も減少傾向にあります。より一層、ごみ減量を進めていくためには、発生抑制を最優先とする普及啓発を行っていく必要があります。その中でも特に、燃やすごみの約4割を占めている生ごみの減量が課題であり、「食品ロス^{参P282}」の削減に向けた取組を推進する必要があります。
- 「ごみ性状調査⁵」によると、燃やすごみ・燃やさないごみの中には依然として資源が混入している状況にあり、分別が徹底されていません。今後、一層の資源化を推進するとともに、通常の収集作業においても機会を捉えて、区民や事業者に対して資源の分別などを積極的に周知する必要があります。
- 海洋プラスチック問題や化石資源への依存度の低減などが世界的にも課題となっており、生活に身近なプラスチックの一層の3R^{参P281}を進めていく必要があります。
- 高齢社会の更なる進展や区内に住む外国人区民が増加傾向にあることなど、社会情勢の変化を踏まえ、日々のごみ出しに関する課題に対応していく必要があります。

図表 本区のごみ量・資源量の推移

出典：リサイクル清掃課資料



5 ごみの組成等の実態を把握することにより、一般廃棄物処理基本計画の見直しや推進に向けた基礎資料を得るため、数年に一度実施している調査

2 施策の方向性

- **ごみ減量・3Rの推進** 更なるごみ減量や3Rを推進するため、発生抑制を最優先とした分かりやすい情報提供、環境学習を充実させます。また、区民や事業者が更に日常の暮らしや事業活動の中で資源循環や食品ロスの削減等を全体で取り組むよう促進し、本区らしいコミュニティを活かした持続可能なまちを目指します。
- **適正処理の推進** 適正処理の更なる推進をするため、排出指導や助言等を行い、廃棄物の中の資源物のリサイクルを進めることで、天然資源の持続可能で効率的な利用を促し、環境への負荷を低減させます。
- **プラスチックの3R・適正処理の推進** プラスチックの3Rや回収・適正処理をこれまで以上に徹底するために、資源循環型地域社会に向けて区が事業者として率先して取り組みます。また、区民や事業者と共に生産や購入から廃棄までのライフサイクル全体で徹底的な資源循環を推進します。
- **社会変化への対応** 高齢社会の進展や外国人住民の増加が予測されていることから、社会の変化に適応した廃棄物収集体制などの処理システムの構築を進めます。



出前講座（雑紙分別）

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
区民1人1日当たりの区収集ごみ量 (g) (リサイクル清掃課)	495	425
事業系ごみ年間総排出量 (t) (リサイクル清掃課)	23,856	23,805
資源回収率 (%) (リサイクル清掃課)	22.1	27.0

4 計画事業

事業名	事業内容
資源循環による環境負荷の低減促進	区民や事業者と共に、徹底的なプラスチック等の資源循環を推進し、ごみに含まれている資源を資源化することで、環境への負荷を低減させます。
かつしかルール推進事業	毎年「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」で設定する『かつしかルール』を発信し、区民や事業者のそれぞれの役割を認識した主体的な活動を促進します。また、食品ロス削減に向けた行動の促進を図ります。

施策6 まちの美化推進



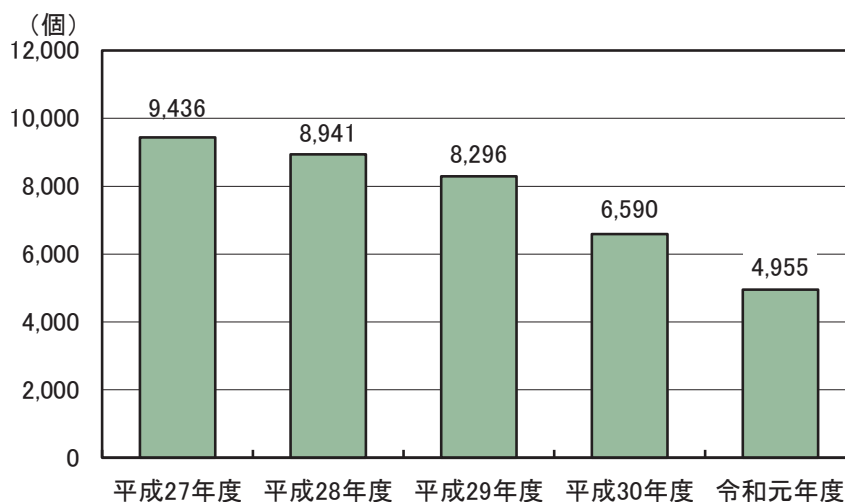
ごみのない、きれいで清潔なまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」に基づき、駅の周辺道路や駅前広場、区立公園・児童遊園を喫煙禁止区域に指定するとともに指定喫煙場所を設置し、分煙化を図ってきました。
- 条例違反者に直接注意を呼び掛けるパトロールやキャンペーンの実施に加え、路面シールの貼付や京成バスの車内放送等による啓発を行ってきたことで、区域内での喫煙率が減少しました。今後も、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをなくし、たばこによる迷惑・危険行為を防止する取組を進めるとともに、ごみのない、きれいで清潔なまちを実現する必要があります。
- 区内では、地域の方々による花いっぱい活動が行われているほか、駅周辺の街づくりにより、まちの美化が一層進んでいくことが期待されています。今後は、自治町会単位での地域美化活動だけでなく、個人で地域美化活動に取り組んでいる方に対する支援の充実を図る必要があります。

図表 JR3駅におけるごみのポイ捨て数

出典：地域振興課資料（事務事業評価表）



注) ポイ捨て実態調査に基づくJR3駅においてポイ捨てされたたばこ、空き缶、空き瓶、ペットボトルの数

2 施策の方向性

- **喫煙ルールの徹底** 区内の全ての駅周辺を喫煙禁止区域に指定し、効果的な啓発を工夫し実施することで、喫煙ルールの徹底を図ります。
- **地域美化活動の推進** 清掃に必要な消耗品等の購入支援や表彰制度の創設、意識向上のための啓発などにより、「自らのまちは自らがきれいに」という区民の主体的な活動を促進し、地域の美化活動を日常的かつ面的に広げていきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
区内がごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	49.8	60.0



新小岩駅北口美化活動の様子

政策
18

産業

地域産業を活性化し、生活を豊かに楽しめるようにします

1 政策目的

- ☐ 区内の優れた製品・技術を次世代へ継承しつつ、誰もが創業しやすい環境づくりや企業間の連携を図る体制を整備することで、国内外で活躍する優良企業が次々と生まれ、集まる、活力あるまちをつくれます。
- ☐ 多くの人でにぎわう便利で魅力的な商店や、身近に広がる都市農地に親しみながら、生活を豊かに楽しめるまちをつくれます。
- ☐ 若者や高齢者、女性、外国人など誰もが、それぞれの個性や能力を活かしながら、生涯にわたっていきいきと働き、活動できるようにします。

2 政策の方向性

- ☐ 区内産業の活性化に向け、新たな技術や事業の創出を支援し、区内で創業しやすい環境をつくとともに、区内の優れた製品・技術や伝統工芸品、商店街などの区内産業の魅力を広くアピールします。
- ☐ 区内の事業所が安定的に経営できるよう、事業承継の促進やインボイス制度の導入対策等の支援を進めます。
- ☐ 都市農地の保全を図るため、農地とふれあう環境づくりや、農地所有者に対する支援等を進めます。
- ☐ 女性や若者、高齢者などの就職支援や区内企業の人材育成の支援等を行い、区民のキャリアアップと就労を支援します。

3 施策の体系

政策18 産業

施策1 産業の活性化

新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します

【計画事業】 葛飾ブランド創出支援事業

【計画事業】 東京理科大学との産学公連携推進事業

【計画事業】 伝統産業販路拡大支援事業

【計画事業】 創業支援事業

(計画事業以外の事務事業) 創業支援施設管理運営 産業見本市開催事業 葛飾区認定製品販売会事業 異業種交流会支援事業 見本市出展等経費助成 新製品新技術開発支援事業 製品性能試験費用等助成 知的所有権取得助成 フードフェスタ 商店街地域活性化事業費助成 商店魅力創出支援事業 プレミアム付商品券発行事業費助成 商店街共通商品券発行事業費助成 トイランド運営事業 おもちゃアイデアコンクール 職人会まつり ホームページ作成経費助成 産業団体活性化イベント経費助成 商業まつり事業費助成 商店街ポイントカード推進事業費助成 商店街地域連携イベント経費助成 商店街販売促進事業 商店街連合会助成 商店街チャレンジ戦略支援事業 伝統産業保護育成事業 産業フェア事業 区内産業啓発冊子印刷 商店街装飾灯LED化事業費助成 商店街装飾灯管理費助成 ものづくり企業地域共生事業費助成
施策2 経営支援 区内の事業所が安定的に経営できるようにします
【計画事業】事業承継支援事業
【計画事業】公衆浴場ガス化等支援事業
(計画事業以外の事務事業) 地域産業振興会館維持管理委託 地域産業振興会館運営委託 中小企業融資事業 プレス機器安全点検助成 技術継承セミナー事業 公衆浴場改築費等助成 公衆浴場設備改善費等助成 東四つ木工場ビル 大店立地法事務 小学生家族体験入浴事業
施策3 都市農地の保全 農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります
【計画事業】農地保全支援事業
(計画事業以外の事務事業) 生産緑地の指定 営農集団研究活動助成 有機農業推進事業 葛飾産野菜品評会事業 農業基本構想推進事業 葛飾産野菜販売促進事業 葛飾産野菜PR経費助成 農業委員会運営 農地保全支援事業 区民農園新設・維持管理 農業体験支援事業 ふれあいレクリエーション農園事業 農業オリエンテーリング事業
施策4 キャリアアップ・就労支援 区民のキャリアアップと就労を支援します
【計画事業】雇用・就業マッチング支援事業
【計画事業】区内産業人材育成支援事業
(計画事業以外の事務事業) 勤労福祉会館維持管理 雇用・就労促進事業 中学生産業教育・職業体験事業 内職相談あっせん事業 労務管理支援事業 家内労働者労災保険特別加入促進事業 中小企業勤労者福利共済事業 中小企業退職金共済事業 優良従業員表彰事業 製造業顕彰事業

施策1 産業の活性化



新たな技術や事業の創出を支援するとともに、
区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区内には、金属・プレス・スプリング・ゴム・プラスチックなど、多種多様で高い技術力を持った中小の製造業者が操業しています。また、江戸時代・明治時代以来の伝統的な技を継承する職人がつくる伝統工芸品等があります。今後も、こうした優良な区内製品・技術を区内外に情報発信して販路拡大を図るなど、産業の一層の活性化を図っていく必要があります。
- 区内で創業のノウハウを学べる環境を提供するため、「創業塾^{※P282}」を開催するとともに、創業時に低利で事業資金の融資を受けられる「創業支援融資」を斡旋し、資金調達面でも創業しやすい環境を提供しています。「創業塾」の受講者は、子育て世代の女性が他の年齢層と比べ低い状況にあります。
- 大型店の出店やWebを利用した通信販売などにより、商店街への客足が少なくなっており、商店街の活気も失われつつあります。商店街の安全・安心を確保しつつ景観を向上させることで、商店街の魅力を高めていく必要があります。

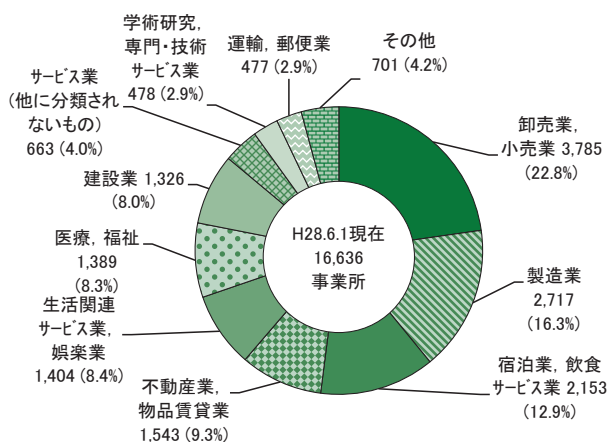


伝統産業販路拡大支援事業

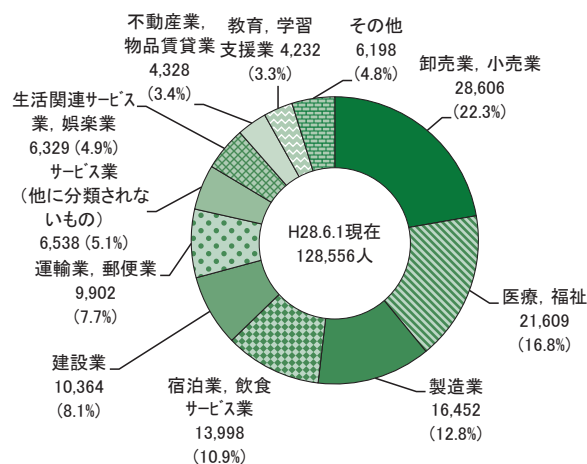
図表 産業大分類別事業所数及び従業者数
(平成28年6月1日現在)

出典：総務省「経済センサス-活動調査」

【事業所数】



【従業者数】



2 施策の方向性

- **PR・販路拡大の支援** 区内企業の優れた製品・技術を国内外に向けて積極的にPRしていくために、葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定するとともに、商談を目的とする展示会等への出展支援や、企業が行う新製品開発やテストマーケティングへの取組について支援します。また、観光施策とも連携しながら伝統工芸品のPRや販路拡大を図ります。
- **業種を超えた連携促進** 区内外の企業や大学、業種を超えた中小企業間の交流の機会の充実に加え、若手経営者団体との連携など、多様な連携を促進します。
- **創業支援の強化** 関係支援機関と連携し、創業前から創業後の経営安定まで切れ目のない支援を推進します。また、子育て世代の女性をはじめ、誰もが区内で創業しやすい環境を整えるために、創業塾への託児サービス導入やオンラインでの受講環境を整備します。さらに、創業者と商店街のマッチングを進めるとともに、空き店舗の活用を促進するなど、創業に向けてきめ細かな支援を行います。
- **商店街の活性化** 葛飾区商店街連合会のかつしかプレミアム付商品券事業や商店街が自主的に実施するイベント等を支援するとともに、テイクアウトなどの新たな取組を始める店舗等を支援して商店街を活性化し、観光施策とも連携しながら、多くの人々が買い物や食事を便利に楽しめる商店街づくりを進めます。
- **商店街の魅力向上** LED照明の導入・維持管理などを支援して商店街の景観や安全性を向上させることで、区民が商店街に足を運びやすい環境づくりを進めます。また、区の商店街の取組や魅力を区外にも積極的にPRし、ブランドイメージの向上を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
買い物や食事などで商店街を利用している区民の割合（％） (政策・施策マーケティング調査)	—	78.5
創業塾受講者のうち、実際に創業した件数（件） (産業経済課)	34	60

4 計画事業

事業名	事業内容
葛飾ブランド創出支援事業	区内製造業者が開発した優良製品・技術に「葛飾ブランド」を付し、それらの製品等の持つエピソードを基にしたマンガ集（町工場物語）を作成・配布するとともに、展示会への出展や専用ホームページなどによるPRを行い、販路拡大を図ります。
東京理科大学との産学公連携推進事業	東京理科大学の有する先端的な研究機能と葛飾の町工場が得意とする製造・加工技術との連携交流を推進します。
伝統産業販路拡大支援事業	区内の伝統工芸士で組織する団体が自ら製作した商品を展示・販売する催しの開催や、催しに参加するための経費の一部を補助することで、多くの消費者に製品の良さを認識する機会を確保し、販路拡大と振興を図ります。
創業支援事業	関係機関・団体と協働し、区内で創業を目指す方への情報やノウハウの提供、資金融資、人材確保など、創業前から創業後の経営安定まで一貫した支援を行います。

施策2 経営支援



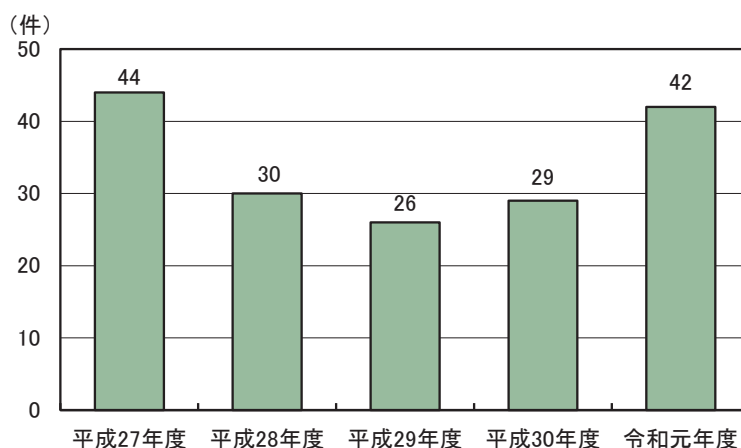
区内の事業所が安定的に経営できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区内では、経営者の高齢化を背景に事業所数の減少が続いています。区では事業承継支援事業¹を実施しており、若手経営者や後継者向けの事業承継塾に対する需要が着実に高まっています。
- 後継者不在のまま、社長の平均引退年齢である70歳に達する区内事業者が増加し、大量の廃業となるリスクが高まる中、第三者による事業承継に対するニーズは全国的に増加しています。
- 区内中小企業の積極的な設備投資を後押しし、経営の安定化を進めるため、毎年、社会状況に即応した融資メニューを創設するとともに、平成30年度から生産性向上特別措置法²に基づく「先端設備等導入計画」を区が認定しています。
- 区内の公衆浴場は、設備の老朽化などによる維持管理にかかる経費がかさんでいることから、費用負担などによる運営の圧迫が進んでいる状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を契機とし、DX（デジタルトランスフォーメーション）^{参P281}の推進が求められつつある中、区内小規模事業者のキャッシュレス化や、令和5年10月から開始するインボイス制度への対応など、必要なICT環境整備が十分に進んでいない状況にあります。

図表 区内倒産件数

出典：東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」



1 事業承継相談をはじめ、事業承継セミナーや事業承継塾の開催、事業承継支援融資のあっせん等を平成29年度から実施
 2 国内産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じることを目的に、平成30年6月施行

2 施策の方向性

- **事業承継体制の強化** 専門家による積極的な訪問相談を推進するとともに、税理士や金融機関等の支援機関との連携を強化することにより、親族内承継をはじめ、第三者承継も含めた早期の事業承継対策を推進します。
- **事業承継塾の拡大** 若手経営者・後継者のニーズの高まりに応じ、事業承継塾を拡大して実施します。
- **浴場経営の安定化促進** 浴場経営者に対して、浴場施設のガス化のための費用や設備改善費等を支援することで、環境負荷の低減を図るとともに、労働環境を改善し、経営の安定化を促進します。
- **ICT環境の整備支援** キャッシュレス化への対応やインボイス制度の導入対策をはじめ、新たな設備の導入や専門家によるICT^{参P281}導入相談など、区内事業者のDX（デジタルトランスフォーメーション）支援を推進します。



事業承継のイメージ

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
区の支援により事業承継した区内中小企業数（社） (産業経済課)	2	15
倒産件数（件） (東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」)	42	39

4 計画事業

事業名	事業内容
事業承継支援事業	地域産業の優れた技術を引継ぎ、区民の雇用を確保するため、関係機関や団体と協働し、情報やノウハウの提供、資金融資等による円滑な事業承継に向けた支援を行います。
公衆浴場ガス化等支援事業	公衆浴場設備の新規・既設ガス燃料設備更新を支援することで、浴場運営の負担を軽減し、経営の継続を図ります。また、CO ₂ の排出削減など、環境負荷の低減を図ります。

施策3 都市農地の保全



農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区では、都市農地のPR冊子作成等を通じて、区民に都市農地の様々な機能を理解してもらうための啓発活動を行っています。また、体験農園やふれあいレクリエーション農園、農業オリエンテーリング等、区民が農地とふれ合う機会を提供する事業は、関心・人気も高く、参加希望者数が年々増加しており、農業への理解を深める機会となっています。
- 平成27年に都市農業振興基本法³が制定されて以降、補助事業を積極的に利用し、経営拡大を希望する若手営農者も見受けられます。しかし、大半の営農者は後継者不足により、農地の維持が困難な傾向にあるほか、相続時に宅地へ転用される農地も一定程度存在します。
- 平成30年に都市農地貸借円滑化法⁴が施行され、生産緑地⁵内の農地について、農地所有者以外の者であっても、貸借により意欲ある農業者等に有効に活用する仕組みが整備されました。

図表 農家数、農業従事者数及び農地面積（各年度8月1日現在）

出典：産業経済課資料（葛飾区の現況 令和2年度版）

	農家数		従事者数		農地面積	
	実数（戸）	増減率（％）	実数（人）	増減率（％）	実数（a）	増減率（％）
平成28年度	176	▲3.8	441	▲3.1	3,780	▲4.8
平成29年度	173	▲1.7	424	▲3.9	3,700	▲2.1
平成30年度	170	▲1.7	422	▲0.5	3,656	▲1.2
令和元年度	168	▲1.2	416	▲1.4	3,583	▲2.0
令和2年度	167	▲0.6	408	▲1.9	3,495	▲2.5

- 3 都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）の安定的な継続と、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に制定
- 4 生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けている農地の貸借や、貸借中に相続が発生した場合に相続税納税猶予制度の適用が受けることができるなど生産緑地を貸借することを目的に制定
- 5 市街化区域内にある農地等における緑地機能に着目し、公害・災害の防止、緑と調和した生活環境の整備等に役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度。平成29年の生産緑地法の改正により、生産緑地地区内への直売所や農家レストランなどの設置等も可能となった。また、都市計画運用指針の要件緩和により、葛飾区では生産緑地地区の指定下限値を500㎡から300㎡へ引き下げた。

2 施策の方向性

- **都市農地の魅力発信** 都市農地の機能と魅力を発信し、地域一体となって農地保全の機運が高まるよう、区民が農地とふれ合い、直接、農地を感じられる事業を進めます。また、区内外の関連機関と連携し、農地の所有者に対して農地保全に有効な制度の活用促進を図ります。
- **継続的な農地保全** 農地の所有者に向けて、都市部における農地の重要性和農地に対する期待を伝えるとともに、農地の維持に当たっての課題を抽出し、その解決に向けた支援に取り組みます。特に、生産緑地所有者に対しては、生産緑地を賃借するための制度により、営農希望者と農地所有者のマッチング等を進めるとともに、特定生産緑地制度⁶の活用を積極的に後押しし、継続的な農地保全につなげます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
区内に存続する農地面積 (a) (産業経済課)	3,583	2,711
区内に農地が必要と感じている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	—	(令和2年度の値から) + 1 %

4 計画事業

事業名	事業内容
農地保全支援事業	区民の農地に対する理解を深めるための事業や、地産地消・食育・防災機能・良好な住環境の提供など、都市農地の持つ多面的機能の発揮に資する事業を展開することで、農地の保全につなげます。



農業オリエンテーリングの様子

6 生産緑地所有者等の申請により生産緑地指定期間を10年延長する制度

施策4 キャリアアップ・就労支援



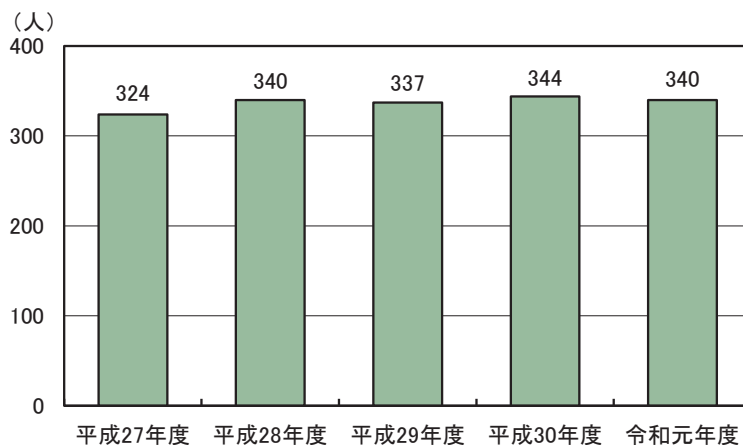
区民のキャリアアップと就労を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、テクノプラザかつしか内に職業紹介所「しごと発見プラザかつしか」を設置し、区民の就労と区内事業者の人材確保を支援しています。また、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保に関する相談を行っており、新規訪問件数・求人数は、最近10年間で増加しています。
- 求職者に対して、就職相談、カウンセリング、セミナー等を実施し、個々の能力・適正・条件に応じた適切な職業紹介を行っています。特に、若者と企業の「雇用のミスマッチ」を防ぐ取組として、企業と若者の交流イベントや企業訪問イベント、学校訪問相談会等を実施しています。今後も相談会やセミナー等のPR方法や内容を工夫し、参加者数の増加を促すとともに、企業の求人数を確保し、新規雇用や雇用定着につなげる必要があります。
- 現在、働き方改革が求められている中、組織や従業員の安全性を確保しつつ、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方などにより生産性を向上していく必要性があります。
- 多様な技術ニーズに対応できる人材の増加を図るため、中小企業が行う従業員の技術・技能・知識等の習得を目的とする人材育成事業を支援するとともに、流動化する労働市場に柔軟に対応できる人材を育成する必要があります。
- 今後、情報通信技術やAI（人工知能）が広く実用化されたとしても、コミュニケーション能力や意欲など仕事をする上で基本的な能力・資質の向上は欠かせないといわれています。生産年齢人口が減少し、労働力の減少が見込まれる中、シニア層の知識を活用するなど、労働力の質を高め、能力発揮が可能となるような環境を整備する必要があります。

図表 雇用・就業マッチング支援事業で就職した就業者数

出典：産業経済課資料（事務事業評価表）



2 施策の方向性

- **就労支援** 就職が困難な女性や若者、高齢者、外国人などへの支援を継続し、あらゆる区民が各々の能力や適性等に応じ就労するための事業を展開していくとともに、区内中小事業所の求人ニーズを的確に把握し、求職者の希望に沿った求人開拓を行います。
- **労務管理支援** 就労者が多様な働き方を選択できるよう、区内中小事業所に対し、雇用条件や労働条件の再整備、就業規則の改定など新たな時代の働き方に対応した労務管理支援を行い、区内で働きやすい環境を創出します。
- **人材育成支援** 区内企業の人材育成を支援し、多様な技術ニーズに対応できる人材を増やすことで、区内産業の活性化につなげます。また、流動化する労働市場に対応し、求職者が常に売り手となれるようスキルアップを支援するとともに、シニア層の知識や経験を活かした人材育成や雇用マッチングの促進を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
雇用・就業マッチング支援事業で就職した就業者（人） (産業経済課)	340	370

4 計画事業

事業名	事業内容
雇用・就業マッチング支援事業	求職中の区民の就労と求人中の区内事業者の人材確保を支援するため、求人情報の収集や人材確保の相談に応じます。また、求職者に対して個別カウンセリングや適職診断等を実施し、現実的な就職に結びつく求人紹介を行うとともに、自立就職が困難な求職者とのマッチングに取り組みます。
区内産業人材育成支援事業	区内企業が技術・技能・知識等の習得を目的に実施する人材育成事業について、その経費の一部を助成します。



雇用・就業マッチング支援事業の様子

政策
19

観光・文化

まちの魅力を磨き上げ、発信し、にぎわいのあるまちにします

1 政策目的

- 本区の有する豊かな観光資源を国内外に効果的に発信するとともに、新たな観光資源を創出することで、多くの人々が訪れ、滞在し、地域産業全体がにぎわうようにします。
- 文化財をはじめとする文化的資源を保護し、活用しながら、本区の魅力を発掘し、磨き上げることで、歴史や文化の理解を深めつつ、ふるさと葛飾を愛する心や誇りを育み、心豊かに暮らせるようにします。
- 区民が主体的・創造的に文化・芸術活動に親しめる環境を充実し、身近な地域で観る・聴く・参加できる文化・芸術活動が、人と人とをつないでいく、葛飾らしい豊かな地域文化を育むまちをつくります。

2 政策の方向性

- 本区ゆかりのキャラクターや歴史・文化、自然などの豊かな資産を観光資源として発掘し磨き上げ、また、観光情報の発信や案内機能の充実を図り、国内外から訪れる観光客をおもてなしします。
- 葛飾の観光における新たな魅力を発掘し、地域ならではのイベントを充実させるとともに、より一層安全・安心なイベント運営を推進し、多くの人でにぎわうようにします。
- 鑑賞事業のほか、参加型・体験型の文化芸術事業や若いアーティストの育成支援等を行い、地域の文化芸術活動を活性化します。また、地域の歴史的・文化的資源の保存や情報発信等を進めるとともに、観光振興や地域の活性化への活用を図ります。



葛飾柴又の文化的景観



総合芸術祭典

3 施策の体系

政策19 観光・文化	
施策1 観光まちづくり 本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします	
【計画事業】 寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル	
【計画事業】 かつしか観光推進事業	
【計画事業】 観光資源づくり事業	
(計画事業以外の事務事業) 観光事業運営委託 観光文化センター等維持管理 観光文化センター展示物保守管理 金魚展示場管理運営 静観亭管理運営	
施策2 観光イベント 地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします	
(計画事業以外の事務事業) 寅さんサミット 葛飾納涼花火大会事業 菖蒲まつり支援事業 水元公園レンタサイクル事業委託 観光イベント経費助成 かつしかさくら祭り助成	
施策3 文化・芸術の創造 身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、 葛飾らしい地域文化を育みます	
【計画事業】 文化芸術創造のまちかつしか推進事業	
新【計画事業】 文化財の保存及び活用	
(計画事業以外の事務事業) 区民総合芸術祭典 区民文化祭 合唱祭 文化協会助成 文化会館・亀有文化ホール管理運営 文化芸術創造事業運営 JOBANアートライン協議会 美術品展示器具設置 文化団体助成	

施策1 観光まちづくり



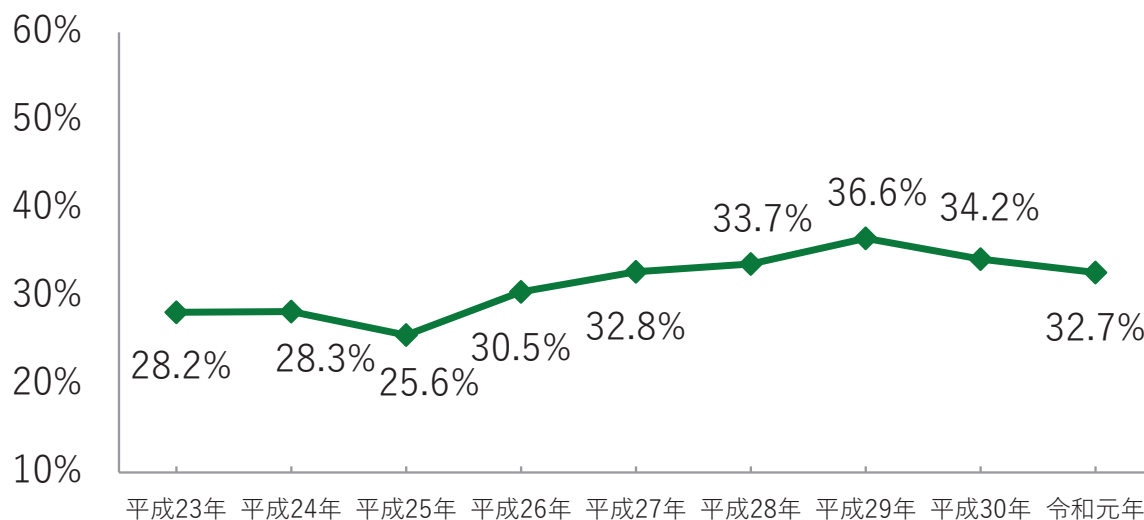
本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 映画「男はつらいよ」、漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」、「キャプテン翼」、「モンチッチ」、「リカちゃん」など、区ゆかりのコンテンツを活用した観光事業や、様々な媒体・機会を活用した観光情報の発信が、知名度の向上と観光誘客につながっています。
- 柴又が国の重要文化的景観に選定されたことにより、歴史と文化に根差した柴又の魅力が高まり、国内外に向けたアピール効果が生まれています。
- 近年、国内外に向けた区内観光情報の発信等によって増加傾向にあった外国人観光客が、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きく減少しています。今後、本区を訪れる国内外の観光客の受入体制の充実を図るなど、感染症拡大の影響を受けた区内観光の回復と更なる発展へとつなげていく取組が必要です。
- 今後、来訪者の滞在時間の延長を図るとともに、各地域の魅力を区民と共に再発見し、新たな観光資源を掘り起こしていくことで区の魅力を高めていく必要があります。

図表 区内が観光によりにぎわいのあるまちになっていると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- **観光資源の魅力向上・情報発信** 訪日外国人観光客をはじめ、より多くの来訪者を区内へ引き込めるよう、海外でも知名度の高い本区ゆかりのキャラクターや「葛飾柴又の文化的景観」などの歴史や文化、花菖蒲等の自然など、本区ならではの多彩な観光資源を発掘し、磨き上げ、その魅力を効果的に情報発信します。
- **おもてなしの推進** 来訪者が再び訪れたくなるまちとなるよう、観光ガイドマップ等の観光情報や観光案内所の機能の充実を図るなど、国内外から訪れる観光客を丁寧におもてなしし、満足度を高めるための取組を推進します。
- **観光まちづくりの推進** 区民と共に、新たな観光資源を掘り起こし、葛飾の魅力を高めていくことで、まちのにぎわいや、葛飾の魅力の再認識につなげます。また、区民であることへの誇りの醸成にも結びつくよう、歴史や文化、自然など葛飾の良さを大切にしながら、未来につないでいく観光によるまちづくりを推進します。



モンチッチデザインマンホール
©Sekiguchi

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
多彩な観光資源が葛飾区の魅力を高めていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	—	33.0

4 計画事業

事業名	事業内容
寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル	「寅さん記念館」と「山田洋次ミュージアム」の新たな来館者やリピーターを獲得するため、定期的なリニューアルを行います。
かつしか観光推進事業	本区ゆかりの「寅さん」「こち亀」「キャプテン翼」「モンチッチ」「リカちゃん」や「葛飾柴又の文化的景観」を活かした観光振興事業、イルミネーション等による駅周辺のにぎわいづくり事業等を実施し、観光地としての魅力を高めるとともに、国内外に向けて区の魅力を発信します。
観光資源づくり事業	新たな観光資源の創出により区の魅力を高め、葛飾区への来訪者の増加につなげます。

施策2 観光イベント



地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

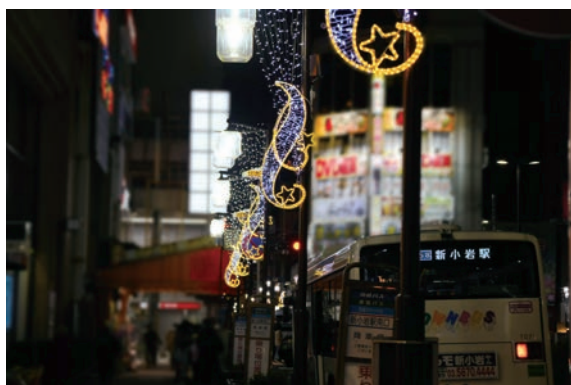
- 近年、「葛飾納涼花火大会」や「葛飾菖蒲まつり」などの歴史あるイベントに加え、「寅さんサミット」など本区ゆかりのコンテンツを活用した新たなイベントを版權元企業等の協力を得ながら、葛飾区観光協会や地元自治町会、商店会等との協働で開催しています。
- フィルムコミッション事業¹や区のシティプロモーションによって、これらのイベントがテレビや新聞等で取り上げられることで、区と協働でイベントを実施する各団体のやりがいや達成感を生むとともに、区民のまちに対する誇りや愛着の醸成にも寄与しています。
- イベントへの来場者の増加に伴い、ごみのポイ捨てや交通機関の混雑、文化・習慣の違いから生じる外国人観光客のマナー問題など、近隣住民の生活に影響が生じないよう、より安全・安心なイベント運営に取り組む必要があります。
- 今後も、地域の魅力や特徴の再発見・発掘等により、本区ならではの特色あるイベントとして内容の充実を図っていく必要があります。



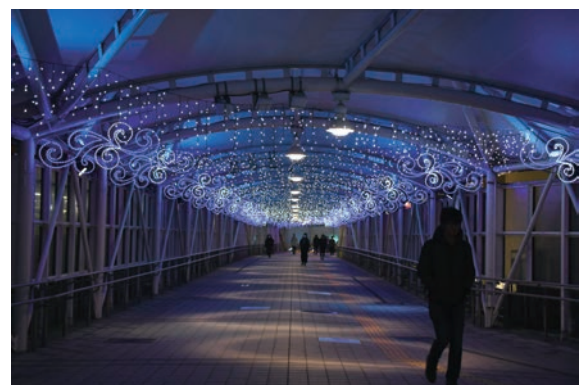
新小岩駅東北ひろばまつり ©Sekiguchi



寅さんサミット



きらめきの街・新小岩イルミネーション



1 区内の施設や景観を活用し、映画やドラマなどのロケや撮影支援等を行うこと

2 施策の方向性

- **魅力的な観光イベントの運営** 「葛飾納涼花火大会」や「葛飾菖蒲まつり」をはじめとする本区ならではのイベントを、より魅力あるものとしていきます。また、イベント開催時における警備体制や危機管理体制等の安全対策の強化、ごみの持ち帰りなどのマナー啓発、外国人観光客に向けた案内の充実等により、安全・安心なイベント運営を推進します。
- **新たな魅力の発掘・充実** 亀有、金町、新小岩で実施しているイルミネーションや柴又で実施しているライトアップ等によるナイト観光など、新たな葛飾観光の魅力を発掘し、その充実を図っていきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
観光イベントが区内ににぎわいをもたらしていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	—	33.0



葛飾納涼花火大会



かなまちイルミネーション



おいでよ亀有ウィンターイルミネーション

施策3 文化・芸術の創造



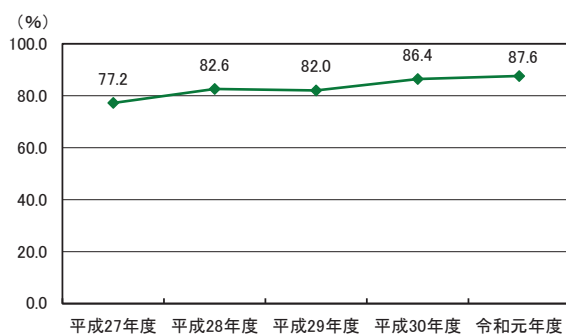
身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、「かつしかシンフォニーヒルズ」と「かめありリリオホール」の2施設を拠点として、クラシック、演劇、演歌、ポップス・ジャズ、落語・演芸等の公演を年間70本以上開催しており、入場率は順調に推移しています。
- 現在、公募型の文化芸術事業として、地域コンサートや文化施設での公演・講座等を実施しています。今後、より多くの区民が参加・体験できる事業展開を図るとともに、区民の主体的な文化芸術活動についても快適に活動できる環境づくりに取り組む必要があります。
- 文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成するため、「かつしか若手アートコンペティション²」を実施していますが、対象分野が限定されていることやPR不足もあり、応募が低迷傾向にあります。
- 「かつしか文学賞³」の作品募集・脚本・舞台公演は、内容のレベルが回を重ねるごとに高まり、制作に関わる人々や観覧者の満足度は向上しているものの、区民の認知度が今一つ伸びない状況にあります。
- 区内には、文化財をはじめ、地域に埋もれた文化的資源が多く存在します。こうした資源を掘り起こし、後世に継承していくためには、地域の方々の協力を得ながら調査を行い、適切に保存されるよう支援していくとともに、情報発信を進めるなど、積極的な活用を図る必要があります。

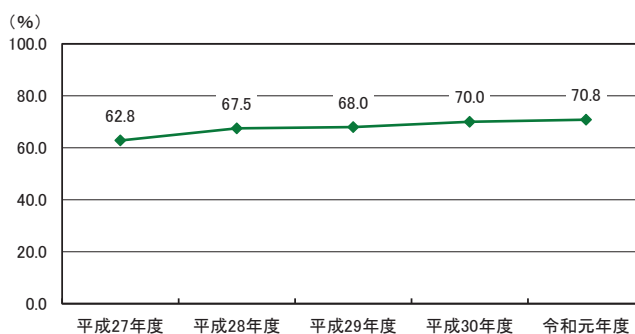
図表 鑑賞事業の入場率

出典：文化国際課資料（事務事業評価表）



図表 文化芸術創造事業の区民参加率

出典：文化国際課資料



- 2 若手芸術家の発掘と育成・支援を目的に、区内で活動する若手の方々（中学生から35歳まで）を対象とする芸術作品の競技会
- 3 「ふるさと葛飾」の魅力と新たな文化の発信を目的に平成22年度に創設。葛飾区を舞台としたオリジナル小説を募集し、入賞作品は作品集として出版。大賞作品は脚本化し、区民を中心とする公募キャスト等により、舞台公演を行う。

2 施策の方向性

- **地域の文化芸術活動の活性化** 今後も幅広い世代の区民が、観たい・聴きたいと思えるような音楽や演劇等の鑑賞事業を実施します。また、参加型・体験型の文化芸術事業や地域から文化芸術を発信するアートイベントへの支援を行うとともに、区民が文化芸術活動に快適に取り組める環境を整備し、地域の文化芸術活動の更なる活性化を図ります。
- **若手アーティストの育成** 「かつしか若手アートコンペティション」の対象作品のジャンルを拡大するなど、より多くの若年層を取り込む工夫を凝らすことで、区の文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成します。
- **「ふるさと葛飾」の魅力発信** 「かつしか文学賞」の大賞受賞作品の紹介や舞台化に向けての取組を情報紙ミルに掲載するなど、工夫を凝らし、同賞がより多くの区民にとって誇りとなるよう、「ふるさと葛飾」の魅力発信につなげます。
- **文化財・文化的資源の適切管理** 区の指定・登録文化財がその特性に合わせて適切に保存・管理されるよう支援するとともに、指定・登録までは至らないものの、後世に残すべき文化的資源について、「地域文化財」として認定する制度を創設し、文化財保護推進委員と協働して保存します。
- **文化財・文化的資源の積極的な活用** 多くの区民が郷土葛飾の歴史・文化への理解や愛着を深められるよう、地域の有形・無形の文化的資源の効果的・魅力的な情報発信を行うなど、積極的な活用を進めます。また、観光振興や地域の活性化にも活用しながら、更なる文化的向上を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
最近1年間に音楽や美術などの催し物に行ったことのある区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	—	34.0
最近1年間に文化・芸術活動に取り組んだことのある区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	—	14.0

4 計画事業

事業名	事業内容
文化芸術創造のまち かつしか推進事業	区民ニーズや地域の特性を踏まえた区民参加型の事業として、かつしかオリジナル作品公募事業(かつしか文学賞)や公募型文化芸術事業を実施します。また、あらゆる世代の区民の参加意欲を高められるよう、参加型・体験型事業等を展開するとともに、文化芸術活動団体と連携・協力し、地域の文化・芸術活動の活性化や葛飾らしさが感じられる独自の文化芸術を発信していきます。
文化財の保存及び活用	文化財の所有者等や地域の方と協働し、文化的景観をはじめとする貴重な文化財が適切に保存・管理されるよう支援するとともに、文化財の積極的な情報発信や新たな観光資源としての活用を図ります。また、指定・登録までは至らないものの、後世に残すべき文化的資源を対象に、「地域文化財」として認定する制度を創設します。

政策
20

地域活動

区民が主役となる、いきいきとした地域づくりを進めます

1 政策目的

あらゆる世代の区民が、それぞれの状況に応じて主体的に自治町会活動をはじめとする様々な地域活動に参加し、顔の見える関係をつくりながら地域の課題を解決していく、住みよいまちづくりを進めます。

2 政策の方向性

- ☐ 地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるよう、自治町会活動の活性化を図りつつ、地域活動の担い手の育成や地域で活躍する様々な団体への支援を進めるとともに、個人でも活動に参加できる仕組みづくりやオンラインなどデジタル技術を地域活動に活用するための支援などを進めます。
- ☐ 地域コミュニティ施設の適時適切な改修や維持管理、利便性の向上等を行い、利用しやすい地域活動の場を提供します。



振付講習会



ふるさと葛飾盆まつり

3 施策の体系

政策20 地域活動	
	施策1 地域力の向上 地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします
	(計画事業以外の事務事業) 協働ホームページ運営 ふるさと葛飾盆まつり 地域力向上支援 ボランティア保険 地域活動の支援・協働の推進 ボランティア・地域貢献活動センターとの連携 まちかど勉強会運営支援 まちづくり懇談会運営支援 きらめきのまち創出事業 自治町会掲示板設置費助成 自治町会世帯助成 地域活動団体事業費助成 地区センターまつり等支援 地区ニュース発行 地区まつり助成 自治町会会館整備費助成 自治町会不動産登記費助成 協働のまち葛飾下町川柳コンクール 葛飾区職員出前講座 協働DVDの制作事務 協働事例集の作成事務 葛飾協働まちづくり表彰
	施策2 地域活動の場の提供 利用しやすい地域活動の場を提供します
	(計画事業以外の事務事業) 地域コミュニティ施設管理運営

施策1 地域力の向上



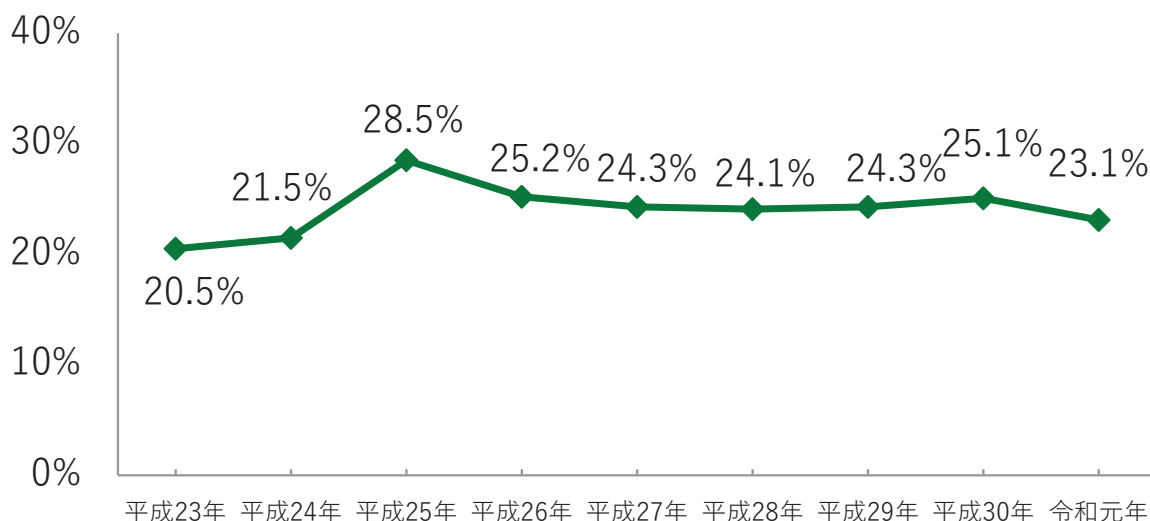
地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、地区まつり助成や自治町会会館整備費助成等各種助成事業、コンサルタント等の派遣、転入者等へのリーフレット配布などの支援を実施しています。今後も自治町会活動の更なる発展のために、支援の充実を図る必要があります。
- 近年、集合住宅の居住者や外国人の増加による自治町会加入率の低下、自治町会活動の中心を担う役員の固定化・高齢化による活動の停滞などが危惧されています。今後、自治町会への加入を促進するとともに、幅広い年齢層や区内に住む外国人などが参加・協力しやすい体制づくりなどを進める必要があります。
- 地域活動団体の更なる活性化を図るため、葛飾区社会福祉協議会において地域貢献サポート事業¹を実施しています。今後、安全・安心で住みよいまちづくりを更に進めていくためには、自治町会等の地縁団体のみならず、地域で活躍する様々な分野の活動団体との協働を進め、地域の課題は地域で解決する力を高める必要があります。
- 現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、自治町会をはじめとする地域活動が制限を余儀なくされています。一方、新しい生活様式としてオンラインによるコミュニケーションが幅広い世代に急速に浸透しており、今後の地域活動においては、こうした新たな生活様式に対応していく必要があります。

図表 最近1年間に自治町会やボランティアなどの地域活動に参加したことがある区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



1 NPOやボランティア団体等の運営・組織づくりに関する一般相談や専門的な知識、ノウハウが必要な専門相談、ボランティア・NPO入門講座など、地域活動の総合的なサポートを行う事業

2 施策の方向性

- **自治町会への加入促進** 自治町会への加入率を維持・向上させるため、集合住宅の居住者、転入者、外国人の加入促進を図ります。また、自治町会活動の継続が困難となる可能性がある場合は、隣接自治町会への編入や合併等の検討を促し、誰もが自治町会へ加入できるような体制を築きます。
- **自治町会活動の活性化** 持続可能な自治町会活動を促進するため、組織や活動の効率化・活性化、自治町会会館等活動拠点の整備、多様な年齢層が無理なく気軽に参加できる仕組みづくりなどについて助言・支援を行います。
- **外国人区民との共生** 外国人区民が自治町会の行事やイベントに参加し、地域活動の担い手として活躍できるよう支援することにより、地域社会の中で円滑なコミュニケーションを取りつつ共生できるようにします。
- **地域活動支援の充実** 地域活動への支援を充実し、協働を推し進めるため、区と社会福祉協議会の連携充実を図り、自治町会等の地縁団体、地域活動団体、区、社会福祉協議会相互の情報共有とマッチングを進めます。また、「空いている時間にお手伝いしたい」、「我が子が参加するのでイベントに協力したい」といった個別のニーズにも応えながら、誰もが参加できる活動となるよう支援します。
- **担い手の創出** 今後、オンラインの活用等によるコミュニケーションを促進するなど、時代に合った組織や活動を支援することで、多忙等を理由に地域活動に参加しにくいと感じていた方々を地域活動につなげ、次代の担い手を創出します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
町会加入率 (%) (地域振興課)	58.4	64.0
最近1年間に自治町会やボランティアなどの地域活動に参加したことがある区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	23.1	34.0
自治町会やNPO・ボランティアなどの地域活動が日常生活に不可欠であると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	66.7	77.0



新小岩地区見守り運動

施策2 地域活動の場の提供



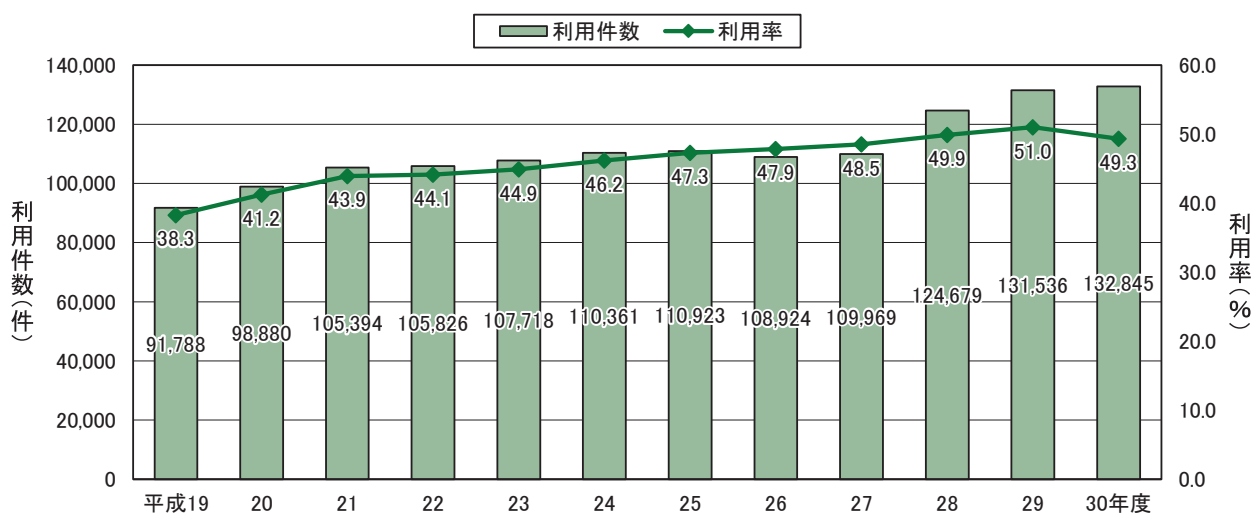
利用しやすい地域活動の場を提供します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 地域コミュニティ施設については、老朽化した長机や音響設備等の備品類の修繕・更新、施設利用に伴う飲食の一部緩和など、利用者の声を聞きながら利便性向上を図ることで、順調に利用率を伸ばしてきましたが、近年は横ばい状態が続いています。今後、より利用しやすい施設を目指し、利用率等の向上について更なる対策を講じる必要があります。
- 既存の地域コミュニティ施設の中には、築40年を超え、和室や和式トイレが中心の施設やエレベーターがないなど、利用者の利便性・快適性に関するニーズを満たしていない施設もあります。今後、計画的な改修等に取り組むとともに、公共施設等経営基本方針²に基づき、地域コミュニティ施設全体を十分に使い切るための対策を講じる必要があります。

図表 地域コミュニティ施設の利用件数

出典：地域振興課資料



2 公共施設を使いやすくきれいな状態で維持し、区民に最大限使っていただくための取組方針。平成29年3月に策定

2 施策の方向性

- **施設の効果的・効率的な活用** 地域コミュニティ施設を効果的・効率的に活用するため、施設の利用状況や周辺施設の状況などにより、施設機能の移転や周辺施設との複合化など様々な方策を検討しながら施設の有効活用を図ります。
- **施設の利便性・利用率の向上** 公共施設等経営基本方針に基づき、使用法の把握・分析に加え、潜在層も含めた利用ニーズの把握などマーケティング調査を行い、必要な改修を行うとともに、利用区分や利用システム、使用料等の見直しを行い、利用者の利便性の向上と施設の利用率向上を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
気軽に利用できる地域活動施設があると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	33.1	37.0
地域コミュニティ施設の利用率 (%) (地域振興課)	48.6	51.0



新宿地区センター外観